インノケンティウス三世と第四回十字軍

――十字軍と教皇権についての一考察――

八塚春児

【要約】十字軍について考える時、教皇を無視することはできない。十字軍を最初に提唱したのは教皇ウルバヌス二世であり、以後も教皇による召集が十字軍成立の第一のファクターであった。というよりむしろ、贖宥を初めとする諸特権をその参加者に約束した教皇勅書の発布により、十字軍は十字軍たり得ると言うべきであろう。しかし、十字軍に対する個々の教皇の対応は必ずしも一定ではない。本稿で取り上げるのは教皇インノケンティウス三世と第四回十字軍である。

周知の如くコンスタンティノープルへ「転向」した第四回十字軍、インノケンティウスがそれを召集したのは即位半年後の一一九八年の夏であった。彼がこの時点で十字軍を召集した理由、及び彼がその召集や準備において示した異例の積極性、そして十字軍の「転向」に対する教皇の対応、それらを解明して行くのが本稿の課題である。

史林　五八巻六号　一九七五年十一月

はじめに

周知の如く、十字軍は一〇九五年クレルモンの公会議で教皇ウルバヌス二世が聖地解放のための演説をしたことに始まる。セルジュク・トルコの近東進出による聖地のキリスト教徒の迫害、巡礼の妨害・虐待にその原因を求める通俗的な説明は、現在ではあまり重視されず、むしろより直接的な契機としては、ビザンツ皇帝アレクシウス一世の援軍要請が挙げられる。[1] これに応じて、ウルバヌス二世が十字軍を召集した目的については、様々な説があるが、[2] 注目すべきものは東西両教会の統一であろう。[3]

しかし、このようにして開始された十字軍は、ウルバヌスの後継者達によって必ずしも受け継がれず、一二世紀の教皇達は一般に考えられている程十字軍に興味を持っていなかった。その場合、最初に指摘して置かねばならないことは、ウルバヌスは十字軍の中に両教会統一交渉の口火を切る機会を見たのであり、十字軍そのものによって統一を為し遂げようとしたのではなかったことである。[4] 従って、これ以後、十字軍と統一交渉との関係は稀薄になってしまうばかりでなく、十字軍が屢々ギリシアとラテンとの反目を助長する結果となったことも周知の所である。[5]

ウルバヌスの後任パスカリス二世は登位後まもなくエルサレムの陥落を知り、新しい十字軍の勧説を開始したが、それ以上にはあまり関与せず、彼が十字軍に対して全般的な計画を持っていたことを示す記録はない。[6] パスカリス以後エウゲニウス三世に至る数代の教皇は殆ど十字軍に関与せず、十字軍を招請することは教皇の特別な義務とは考えられなかったようである。[7]

エウゲニウス三世が一一四五年一二月一日、勅書 Quantum praedecessores[8] を発して十字軍を召集したのは、前年のエデッサ陥落による聖地からの救援要請に答えたものであった。しかし、彼は勅書発布以外には何も積極的な行動を取らなかった。オットー・フォン・フライジンク及びオドン・ド・ドゥイユの年代記の叙述[9]に見られる如く、この勅書は一般に知られておらず、フランス王ルイ七世の十字軍決意は独自の行動であった可能性が大きい。彼の要求により教皇は翌年三月一日付で Quant. prae. を再発行しなければならなかった。一方、実際の宣伝活動についてはサン・ベルナールに一任してしまい、第二回十字軍の成立は全くベルナールの努力に負っているのである。このことが一層明白になるのは、ドイツ王コンラート三世の参加であり、これが教皇の意図する所ではなかったことは一般に認められている。[10]

第二回十字軍以後の十年間は、聖地よりの救援要請はルイ七世に集中しており、教皇はあまり十字軍に関与しなかった。[11] 一一五七年一一月一三日、教皇ハドリアヌス四世はテンプル騎士団の敗北に対して司教達に援軍召集を命じたが、特権の規定もなく、具体性に欠けている。[12] 次のアレクサンデル三世は一一六五年七月一四日、六九年七月二九日、八一年一月

一六日の三回に亘って十字軍を召集したが[13]、いずれも聖地よりの切迫せる救援要請に答えたものであった[14]。勅書の内容を検討すれば、六五年の勅書は一部が新情況に適合するよう修正されているのを除いて、二〇年前に出されたQuant. prae.の引き写しであり、六九年、八一年の勅書もそれに類似しており、部分的にはより簡略である。いずれにせよ、これらに対して応答はなく、しかも教皇は勅書を発する以外には、十字軍の組織化のために殆ど積極的な行動を取らなかった。

次のルキウス三世及びグレゴリウス八世による十字軍召集も同様である。ルキウス三世の十字軍召集は一一八四年の聖地よりの使節到来に答えたものであり、その内容はアレクサンデル三世の一一八一年の召集状の再版である[15]。一一八七年十月二九日に発せられたグレゴリウス八世の十字軍召集は、同年七月四日のハッティーン大敗北の後、ティルス大司教が救援要請のため派遣されて来たのに答えたものである。内容は精神的・宗教的側面に力点が置かれており、十字軍召集そのものの諸条項はQuant. prae.と殆ど同内容であり、しかもより簡略である[16]。そして、第三回十字軍に対する教皇の貢献は明白ではない。又、一一九五年のハインリヒ六世の十字軍計画は、後述する如く彼の政治的目的に従属させられた彼独自の計画であり、教皇の意に反するものであったことは一般に認められている所である。

このように、一二世紀の教皇達はあまり十字軍に興味を持っていなかったようである。彼等が十字軍を召集する場合には常に外部からの要求（その第一は窮迫せる聖地からの救援要請である）に従っているに過ぎず、しかもその要請が如何に急迫せるものであっても、慣習的内容の十字軍勅書を発する以外には殆ど積極的行動を取らなかった。

これに比較する時、インノケンティウス三世は趣を異にしている。即ち、以下に述べる如く彼は十字軍の召集・準備において異例の積極性を示しているように思われるのである。一般に西欧の研究者は、聖地の窮状に因を求めるか、或いは教皇の内面や理念より説明するかについては多少の異同はあるものの、インノケンティウスの十字軍召集を「聖地解放」への志向から説明しており、十字軍の過程、従って実際にはコンスタンティノープルへの「転向」の過程における教皇の対応もその観点から説明されている[17]。しかし、それらの説明によってはインノケンティウス三世の積極性及び「転向」へ

の対応が必ずしも十分に解明され得ていないように思われる。本稿では、教皇権と十字軍の関係を解明する一過程として、この問題に解答を与えておくことが課題となる。

㊶ C. Cahen, "An Introduction to the First Crusade", *Past and Present*, V-VI, 1954; P. Charanis, "Byzantium, the West and the Origin of the First Crusade", *Byzantion*, XIX, 1949; D. C. Munro, "Did the Emperor Alexius I. ask for Aid at the Council of Piacenza, 1095?", *A. H. R.*, XXVII, 1922.

㊷ 本稿では第一回十字軍を扱うことは目的ではないので、詳論は省略する。差し当たり、M. W. Baldwin, "Some Recent Interpretation of Pope Urban II's Eastern Policy", *Catholic Historical Review*, XXV, 1940, 参照。

㊸ A. C. Krey, "Urban's Crusade——Success or Failure", *A. H. R.*, LIII, 1948.

㊹ かつてグレゴリウス七世は一〇七四年、所謂「グレゴリウス七世の十字軍計画」において、自ら軍隊を率いてコンスタンティノープルへ赴き、軍隊の圧力下に教会統一を成就する計画を立てたと言われる。しかし、ウルバヌスには十字軍そのものの圧力によって教会統一を強制するような計画はなかったようである。それは実際の十字軍の過程より知り得る。Ibid.

㊺ 代表的な事件としてアンティオキア問題が挙げられるし、一方、十字軍の度毎に、ビザンツを通過する十字軍士と現地人との間に繰り返された紛争も両者の離反を助長した。

㊻ J. L. Cate, "The Crusade of 1101", K. M. Setton, ed., *A History of the Crusades* (以下 H. C. と略), vol. I, pp. 345–352.

㊼ H. Roscher, *Papst Innocenz III. und die Kreuzzüge*, 1969, S. 30.

㊽ 以下、Quant. prae. と略。テクストは、E. Caspar, "Die Kreuzzugsbullen Eugens III., Anhang", *Neues Archiv der Gesellschaft für ältere deutche Geschichitskunde*, XLV, 1924.

㊾ Otto von Freising, *Gesta Friderici Imperatoris* (以下 *Gesta Frid.* と略), I 34, *MGH SS.*, vol. 20, pp. 370–371; Odon de Deuil, *De profectione Ludovici VII in orientem*, ed. and trans. by V. G. Berry, 1948, pp. 7–9.

㊿ V. G. Berry, "The Second Crusade", Setton, ed., *H. C.*, vol. I, p. 475; S. Runciman, *A History of the Crusades*, 1951–54, vol. II, p. 248.

(51) Roscher, *op. cit.*, S. 34.

(52) *Adriani IV Papae epistolae et privilegia*, 157, *MPL*, vol., 188, cols. 1537–1538.

(53) *Alexandri III Papae epistolae et privilegia*, 360, 626, 1504, *MPL*, vol. 200, cols. 384–386, 599–601, 1294–1296.

(54) 一一六四年エルサレム王アモーリー一世よりの救援要請、六八年末～六九年初、再度アモーリー一世の救援要請、七九年第三ラテラン公会議において出席していた東方聖職者達の訴え。

(55) Roscher, *op. cit.*, S. 40–41.

(56) *Gregorii VIII Papae epistolae et privilegia*, 4, *MPL*, vol. 202, cols. 1539–1542.

(57) 煩瑣に及ぶため、一々名を挙げるのは避けるが、十字軍研究の大部分は一二世紀の教皇とインノケンティウス三世との相違にすらあまり

注目しておらず、又、第四回十字軍の研究は所謂「転向原因論」に関心が集中していて、インノケンティウス三世が十字軍を召集した意図については短く断定的に述べるだけか、或いは自明のこととして殆ど触れないのが普通である。そして、「転向」に対する教皇の対応については、P. Riant, "Innocent III, Philippe de Souabe et Boniface de Montferrat", *Revue de Question Historique*, XVII, XVIII, 1875, の如く、教皇が一貫して「転向」に反対したと主張するものは少ないにしても、教皇の対応に一定の曖昧さを認めつつ、やはり教皇は原則的には「転向」に反対し、「聖地救援」に固執したとする見解が一般的である。後述する H. Roscher, *Papst Innocenz III. und die Kreuzzüge*, はインノケンティウス三世の画期性を強調して注目される著作であるが、彼でさえインノケンティウスの十字軍が聖地への懸念から現われたものであると主張している。即ち、ハインリヒ六世の十字軍の失敗が教皇をして十字軍を決意せしめたとするのである。こうした説明に対して今一つの説明は、インノケンティウスが十字軍によって、（実際にそうなったように）ビザンツを征服しようとしたとするものであるが、これについても本論の中で述べるであろう。

一　第四回十字軍の召集と準備

一一九八年一月八日に即位した教皇インノケンティウス三世が十字軍を召集したのは登位半年後の六月末から夏にかけてであった。即ち、六月末～七月初のシチリアに対する召集状①、次いで八月一五日のより包括的な長文の召集状②によって教皇は十字軍を開始したのである③。

何故彼がこの時点で十字軍を召集したかについては後述するとして、ここでまず問題になるのは、この召集は、従来のように聖地よりの救援要請に促されたものではなかったことである。この当時は聖地の情況も小康状態にあった。一一九二年のリチャード・サラディン協定は聖地に当面の安定をもたらし、翌九三年にサラディンが死んで以来、その後継者間に内紛が生じていた④。聖地国家はこの安定状態を持続させることを望んでおり、西方より新しい十字軍が到来してこれを破壊することをむしろ恐れたであろう⑤。インノケンティウス三世が十字軍を開始した丁度その同じ頃（一一九八年七月一日）、聖地では五年八ヶ月の休戦条約が結ばれている⑥。

次に問題になるのは召集状の具体的内容である。ここにおいても、インノケンティウスの召集には従来のそれと比べて

積極性が認められる。八月一五日の召集状を分析して注目される点は、まず全てに亘って内容が詳細かつ具体的であることである。しかも、ここには従来の教皇には見られなかった多くの新しい条項がある。即ち、出発予定日の指定[7]、教皇特使の任命とその職務についての明記[8]、聖職者に対する資金供給能力申告命令[9]、十字軍士派遣のための資金供出者への贖宥[10]、十字軍士の財産保護及び負債からの保護条項の違反者に対する罰則規定[11]、等である。いずれも十字軍組織化にとって重要な点であり、インノケンティウス三世のこの十字軍に対する積極的姿勢を表示せんとする態度が窺われる。

こうした積極性は、実際の十字軍の準備においてより明確に現われる。これについては Roscher が詳述しているため[12]、以下それに従って簡単に述べて置きたい。

十字軍を召集した後、次に重要になるのはそれを如何に一般に滲透させるか、即ち宣伝である。これについては従来より様々な方法が行なわれて来ており、インノケンティウスにおいて特に新しいものはなかったが、従来は散発的に、或いは教皇とは無関係に行なわれていたのに対し、インノケンティウスはそれら全てを自己の把握下に包括的組織的に動員したことが注目すべき点である。彼の十字軍宣伝には三つの形態が認められる。第一は最も普通の方法で、個々の教区の正規の聖職者に勧説させるものである。次に教皇は特別の十字軍説教者を任命した。一つはフルク・ド・ヌイイ[13]に代表される高い名望を得ていた或いは説教に秀でた人物であり、今一つは聖地との特別な結びつきを有する人物[14]である。第三には個々の管区へ任命される特別の十字軍準備委員があり、彼等の職務は一般の聖職者達を十字軍説教へと使嗾し、教皇の十字軍諸指令の貫徹のため配慮することである。このようにして宣伝組織を整備しつつ、一方で教皇は十字軍士に対する特典を拡大することにより、宣伝の実を高めんとしていた。十字軍召集状の中で述べられていた精神的・物質的諸特権の約束は従前より行なわれていたものであったが、インノケンティウス三世は、更に一一九八年九月一日、破門を受けている者が十字を取れば、十字軍説教者によって破門解除を受け得ることを定め、翌九九年一月には全教会に命じて、ミサの時、十字軍士のために特別の祈りをさせた。一二〇〇年、フランスに聖務停止令が布かれていた時、十字軍士のみは鐘を撞か

ずに低声で聖務を行なうことが許可された。

かくインノケンティウス三世は十字軍宣伝のために尽力したが、更に新しいかつより重要な一歩を踏み出した。それは十字軍のための資金徴集、特に十字軍税の確立である。

第一回十字軍以来、十字軍の費用は常に参加者の自費であり、教皇が十字軍財政に関与することは殆ど無かった。[15] これに対して、インノケンティウスは十字軍財政に多くの努力を払った。彼が十字軍の資金を獲得するために用いた方法は、献金、[16] 聖職者への課税、[17] 臨時財源の利用[18]の三つであった。このインノケンティウス三世の財政諸措置については比較的一般によく知られているため、[19] 紙幅の都合からも詳述を避けるが、指摘すべき点は、これらの方法はそれ自体必ずしも新しいものではなく、特に十字軍税は国王達によって繰り返し試みられて来たものであったが、インノケンティウス三世はそれら全てを教皇の側から組織的に適用し拡大したことである。こうして集められた十字軍資金の分配と使用に関しても、諸規定が設けられた。即ち、資金分配委員が任命されて適正なる分配を図り、資金の使用についてはその乱用を防止する諸制約が定められた。かくしてインノケンティウス三世は、十字軍資金の徴収、並びにその管理・運営に全面的に関与した最初の教皇であった。

この他にも十字軍の準備として和平調停等が挙げられるが、Roscher も指摘している如く、これには政治的利害の優先という性格が顕著であるためここでは立ち入らない。[20]

以上、第四回十字軍の召集及び準備段階におけるインノケンティウス三世の動きを考察したが、繰り返し述べた如く、そこに見られるものは彼の積極的姿勢である。しかし、この積極性は果して「聖地解放への志向」から説明できるものであろうか。そして、もしそうだとすれば、それは実際の十字軍の経過の中においても検証され得るものであろうか。故に、以下に第四回十字軍の具体的な過程、従って実際にはコンスタンティノープルへの「転向」の過程、における教皇の対応を少し詳しく検討して行きたいと思う。

① *Innocentii III Papae Regesta sive Epistolae*（以下、*Inn. III Regesta.* と略）, I 302, *MPL*, vol. 214, cols. 263-266.

② *Inn. III Regesta.*, I 336, *MPL*, vol. 214, cols. 308-312.

③ 即位直後にエルサレム総大司教に宛てた即位通知の中に十字軍計画が発表されていると考えられがちだが（*Inn. III Regesta.*, I 11, *MPL*, vol. 214, col. 10 B）、Roscher によれば、これは十字軍計画と呼ぶにはあまりに曖昧であり、聖地に対する慰撫の文章以上のものではなく、以後半年間の十字軍に関係する諸書簡からも、この間に十字軍計画があったとは考えられない。Roscher, *op. cit.*, S. 51-55.

④ Runciman, *op. cit.*, vol. III, pp. 76-81.

⑤ ハインリヒ六世の十字軍はエルサレム進軍を計画したが、それは和平回復を望む聖地諸侯の反対を押し切って行なわれたものである。ハインリヒ六世の十字軍が聖地を去るや否や、エルサレム王アモーリー二世はイスラム側と和平交渉を開始している。*Ibid., pp.* 96-98.

⑥ Roscher はハインリヒ六世の十字軍の失敗をインノケンティウスの十字軍召集の理由に挙げている。Roscher, *op. cit.*, S. 56-57. しかし、ハインリヒの十字軍の失敗は彼の死（一一九七年九月二八日）によって既に明白になっていたのであり、教皇の即位半年間の空白を説明し得ない。しかも、たとえ Roscher が言う如く、ハインリヒの十字軍の聖地撤退がローマに報告されたのが九八年六月頃であったとしても（Roscher はこれを想像しているだけであり、しかも春の嵐により報告が遅れることを前提にしている）、そもそもハインリヒの十字軍は彼の政治的目的を達するために、教皇の意向に反して開始されたものであり、その故に、それが失敗したところで、教皇が肩替わりをする必要など無いのである。

⑦ *Inn. III Regesta.*, I 336, *MPL*, vol. 214, col. 310 B. 第一回十字軍に際しては、ウルバヌス二世は出発予定日を定めていたが、以後の教皇達の召集には見られなくなる。

⑧ *Ibid.*, cols. 310 C-311 A. 勿論、従来より十字軍に際しては必ず教皇特使が任命されていたが、召集状の中に明記されたのは初めてである。

⑨ *Ibid.*, col. 311 A-B.

⑩ *Ibid.*, col. 311 B-C.

⑪ *Ibid.*, col. 311 C-D.

⑫ Roscher, *op. cit.*, S. 63-99.

⑬ フルク・ド・ヌイイについては M. R. Gutsch, "A Twelfth Century Preacher——Fulk of Neuilly", L. J. Paetow, ed., *The Crusades and Other Historical Essays Presented to Dana C. Munro*, 1928, rep. 1968 参照。フルクは一二〇一年までの三年間に二〇万人以上に十字を与えたと言われている。

⑭ 例えば、リッダーラムラ司教の如き、聖地でその教区を失った聖職者である。

⑮ ただクレメンス三世は聖職者に対して献金を課しており、インノケンティウス三世への先駆となったが、割当て率も未定であり、詳細は不明である。

⑯ 全ての教区教会に献金箱設置を命じ、毎日曜の説教において信者に献金を勧めさせた。そして、献金者に対しては贖宥が約束された。集められた献金の管理についても種々の規定が定められた。

⑰ 一一九九年一二月三一日、全聖職者に十字軍税が命ぜられた。即ち、教皇自身、枢機卿、並びに教皇庁在の聖職者は収入の一〇分の一、他の全聖職者は四〇分の一、修道院は五〇分の一の税である。大司教や司教は各々の管区で公会議を催して聖職者達にその旨を伝達し、税を徴収することになっていた。

⑱ 一つは巡礼誓約解除代償金であり、他に、無人修道院の財産と欠員

の僧禄の十字軍への利用、修道院に居つかない修道士を修道院に復帰させて、その私有財産を十字軍に利用する等の方法があった。

⑲ Roscher, *op. cit.*, S. 75-83 の他、A. Luchaire, *Innocent III la question d'Orient*, 1911, pp. 7-11; E. H. McNeal and R. L. Wolff, "The Fourth Crusade", Setton, ed., *H. C.*, vol II, pp. 156-157 にも比較的詳しく述べられている。

⑳ Roscher, *op. cit.*, S. 84-87.

二　十字軍の「転向」と教皇の対応

本章で考察する第四回十字軍の過程は、十字軍に対する教皇の態度を測る指標となる事件に叙述を限定する。[1] 主要な史料は、十字軍側からヴィラルドゥアン[2]とクラリ[3]の年代記、教皇側からインノケンティウス三世の書簡[4]と *Gesta Innocentii III*[5] である。

1　傭船契約批准

教皇の十字軍召集に答えて十字を取った北仏を中心とする諸侯達は傭船交渉のため使節を派遣し、[6] 使節達はヴェニスで傭船契約を締結した後、[7] ローマへ使者を派してこの契約の批准を求めた。ヴィラルドゥアンによれば、教皇は「非常に喜んで」裁可したことになっている。[8] 一方、*Gesta Inn.* 83 によれば、教皇は批准に際して、キリスト教徒攻撃の禁止（以後幾度も繰り返される有名な禁止文）を条件にしているのである。[9] 多分 *Gesta* のこの記述は一二〇四年二月二四日に教皇がヴェニス統領に宛てた書簡[10]に基いているのであるが、もしこれが事実としても、問題は何故この早い時期に教皇がこのような禁止を付け加えたのか明確に説明できない点である。[11] 従ってこれに関しては明快な結論が出せないが、ここで指摘しておくべきことは、十字軍士達が傭船契約締結の後、直ちに教皇の批准を求めた事実である。これは、彼等が十字軍を教皇の事業として意識していたことを意味していると言える。これに対して教皇も積極的な対応を以って答えた。契約批准の後、教皇はヴェニスの聖職者に十字軍の援助を要請し、更に英仏の聖職者に対して傭船契約を通告してそれに従うよ

う命じている。同様の指令はドイツにも発せられたらしい。[12]

2　ピエール・カプアノの帰還

かくして十字軍はヴェニスに集結することになったが、周知の如く、実際に集まったのは予定人員の三分の一であり、契約した金額を調達できず、ヴェニス統領の提案により、ハンガリー王に属していたザラ市の征服に協力することになった。[13]

ところで、この間に教皇特使ピエール・カプアノがヴェニスに来たり、ある事情でローマに帰って、教皇にある計画を報告しているのである。その事情及び計画の内容は *Gesta Inn.* 85 と *Inn. III Regesta.* V 122 とで全く違っているのであるが、ここでは詳しい論証は避け、結論だけを述べれば、両方の記述とも正しいのであって、ピエールは *Gesta Inn.* 85 の述べる如く、ヴェニス人に追い返されたのであるにせよ、その際に十字軍士の側からは、*Inn. III Regesta.* V 122 に述べる如く、ビザンツ皇子小アレクシウス[14]を援助してビザンツへ行く計画について委託されたのであり、教皇に対しては、ヴェニス人に関してザラ征服計画、十字軍に関してビザンツ行計画を報告したのであろう。[15]

本章で問題にしなければならないのは、これに対する教皇の対応である。まずザラ征服計画から述べれば、教皇はロケディオ大修道院長を通じて、破門の脅迫を以ってその計画を禁じた。[16] この点に関する限り教皇の対応は明快である。教皇にとって、自らも十字を取っているハンガリー王の領土を十字軍が攻撃することに対し、何らの好意を見せ得る理由もないからである。[17] 従ってこの時点ではザラ征服に対する教皇の対応に問題はない。

一方、ビザンツ行計画に関しては、この時点でこれに言及している重要な史料は上述の *Inn. III Regesta.* V 122 のみであるので、この書簡を分析する中から教皇の態度を探らねばならない。この書簡は、ビザンツ皇帝アレクシウス三世の教皇宛書簡に対する返書である。皇帝の書簡そのものは失われているため、教皇の返書の冒頭に要約されているものより

推測するに、皇帝は十字軍によるビザンツ攻撃の意図を危惧し、教皇にその抑止を要求したらしい。その際、小アレクシウスとシュヴァーベン公に好意を与えないでほしいということも要求したようである。[18]

これに対する教皇の回答は、まずフィリップ・フォン・シュヴァーベンが破門されていることを告げ、次いでかつて小アレクシウスがローマに来てアレクシウス三世の不正について訴えたこと、それに対して教皇が判断を下した所、彼は義兄フィリップの所へ招かれて行ったことを述べる。[19] 以下、フィリップが十字軍に使節を派して小アレクシウス援助を要請したことを述べ、その際、小アレクシウスが対価として教会統一を約束していることを強調している。[20] そして、それに対して十字軍の首領達はピエール・カプアノを通じて教皇に相談した叙述が続く。そこで、ここからが教皇の態度を判断するのに重要な部分である。教皇は、皇帝の回答を待って態度を決定することを告げる。[21] しかし、ギリシア教会の不服従の故に十字軍のビザンツ攻撃を許可するよう多くの人々が主張していることを付け加えている。[22] 更に教皇はドイツの帝位闘争において、有能なフィリップよりオットーの方に恩顧を与えていることを告げ、それを皇帝は感謝すべきであることを主張する。なぜならフィリップが帝権を確保すれば、兄ハインリヒ六世の計画を継いで、ビザンツを征服するだろうからである。[23] かくして最後に両教会統一について努力すべきことを要求し、回答次第ではビザンツにとって不都合な結果になることを暗示している。[24] そして迅速な回答を促して書簡は終わる。

以上の如く、教皇はアレクシウス三世の要求に対し、一定応じており、かつ応じるよう努力することを約束しているが、最終的な態度決定は両教会統一についてのビザンツ側の対応次第であることを主張しており、かつ部分的にはかなり脅迫的であって、場合によってはビザンツ攻撃もあり得ることを示唆している。従って、この時点での教皇の態度は、ビザンツに対しては、この当時実際に存在していた十字軍のビザンツ行計画を、ビザンツに教会統一を承諾させる脅迫材料として利用するというものであったと考えられる。

しかし、一方で十字軍士に対しては、教皇はこの時点ではビザンツ行計画に関して何も指示を与えていない。十字軍の

側からその計画について相談するために派遣されて来たピエール・カプアノは留め置かれたままである。従って教皇は十字軍に対しては、ビザンツ行計画に賛成も反対もせず、態度を保留したことになる。

3　ザラの占領

ローマで以上のようなことが行なわれている頃、十字軍はザラ市を征服していた。[25] この行為により、十字軍は自動的に破門されたことになる。一方、教皇は何らかの方法でザラ占領を知り、ザラの十字軍に対して、その破門を確認する書簡を発した。[26] その中で、教皇はザラ征服を非難した後、これ以上破壊をしないこと、及び全ての掠奪品の返却を命じ、さもなくば破門は更新され、贖宥の恩恵は与えられないことを通告している。

ここに見る教皇の態度はあい変らず厳格である。前述の如く、教皇はザラに関しては十字軍に好意を見せることができなかったのである。そこで、十字軍の側から四人の謝罪使がローマへ派遣された。[27] ヴィラルドゥアンによれば、謝罪使が教皇にザラ攻撃の不可避性を説明した所、教皇は情況をよく理解し、直ちに十字軍士に対して赦免を与えたことになる。そして彼の叙述はその後すぐザラ出発の描写になっている。[28] しかし、実際にはかなり複雑な交渉が行なわれていたのであり、しかも、この間の経過が教皇の十字軍に対する態度を探る上で重要な鍵を提供しているため、少し詳しく分析して行きたいと思う。

謝罪使の派遣に答えて、教皇は一二〇三年二月[29]に十字軍へ書簡を発した。[30] その内容を要約すれば、先ずザラ攻撃を非難した後、それにも拘らず、彼等が罪に気付き、謝罪使を派遣して来たことを喜ぶ。教皇は、ザラの事件が一定必要性より来ていたことを理解するが、[31] その責任は彼等自身にある。従って逸脱について悔悛しなければならず、掠奪物はザラ市民に返却されねばならない。かつ、破門を解き得るのは教皇座のみであるから、従軍司教達の与えた赦免は無効であり、[32] 故に教皇は教皇特使ピエールに、彼等から教皇命令遵守の誓約を受け取った上で、正式の方法で彼等に赦免を与えることを

命じた。そこで、十字軍の諸侯達は封印付公文書によって謝罪しなければならず、かつ全十字軍士はキリスト教徒の土地を侵略してはならず、常に教皇の干渉に従って行動しなければならない。最後に、ハンガリー王に謝罪すべきことを命じている。

ここに見る教皇の対応は、ザラ攻撃に関しては非難することを止めないものの、謝罪使派遣によって一応満足し、後半は破門解除の形式論的問題を論じているだけで、事実上、赦免が与えられたに等しい。しかも、前述した如くこの段階ではビザンツ行計画の存在を知っているにも拘らず、直接には触れておらず、ただ「キリスト教徒の土地」の侵略禁止を述べるだけで、しかも拡大解釈可能な条件付である。[33] 故に、ビザンツに関しては相変らず態度を保留していると言える。

さて、かくして十字軍に教皇特使ピエールが派遣され、赦免が与えられることになったが、次に教皇と十字軍との間に往復書簡が現われるのはその赦免が与えられた後であり、[34] その間はピエールと十字軍との間で交渉が行なわれて、教皇は関与しなかったらしい。この間の経過は直接の史料が無いため、前後の史料より推測しなければならないが、ピエールは十字軍に対する赦免状と共に、ヴェニスに対する破門状を託されていたらしい。しかし、彼はザラまで行かずに途中で留まり、自分自身の使者をザラに派遣して諸事務を処理したようである。[35] 使者はザラに到って十字軍より誓約を得、それに対して赦免を与えたのであろう。

ところで、その間にザラではビザンツ行計画が更に進展しており、フィリップ＝小アレクシウスの使者と十字軍諸侯との間に所謂「ザラ協約」が結ばれていた。[36] これにより、十字軍がコンスタンティノープルへ行くことは決定的になったが、このような計画について教皇が知ったのは、恐らくピエール・カプアノよりの報告であろう。ピエールの教皇宛書簡は失われているが、それに対する教皇の返書が残っている。[37] それによれば、ピエールはヴェニス人が赦免を得ることを拒否したこと、ピエールを教皇特使と認めないこと、小アレクシウスと共にギリシアへ出発する計画があることを報告し、教皇の指示を要求したようである。これに対して教皇は、その三点が改められない限り、「汝等が彼等の悪質さと協同するこ

とを考えないために」、軍隊を見捨てて、単独にエルサレムへ行くよう命じた。[38] これに従ってピエールは直接聖地へ行き、[39] 十字軍の中には教皇の代理人はいなくなってしまった。教皇のこの対応は、十字軍のビザンツ行が明白になったこの段階で、十字軍中に教皇代理を残留させて置くことによって、教皇がビザンツ行の責任を共有する結果になることを恐れたからであろう。

こうして教皇は一方で十字軍から自己を切り離す努力をしていたが、間もなく十字軍との間に往復書簡が現れる。問題になったのは上述したヴェニスに対する破門状の公開である。十字軍のリーダー、ボニファース・ド・モンフェラはこの破門状を握り潰しており、当時まだローマに滞在していた謝罪使の一人ジャン・ド・ノワヨンは破門状抑留の許可を教皇に嘆願して拒絶された。これをジャンから聞いた十字軍士が、再びそれを嘆願するために教皇に書簡を出したのである。[40] その中では、ヴェニス人への破門状公開が軍隊の分解をもたらすことを主張している。ボニファース自身も同様の書簡を送って、同じことを主張した。[41]

この二書簡に対応する形でこの時期に十字軍に出された教皇書簡が二通残っている。しかし、ボニファース以下四諸侯に宛てられた方の書簡は、[42] 十字軍士の破門解除に際しての誓約書への返書であり、これは恐らく上記の十字軍側からの二書簡が教皇のもとへ着く前に出されたものだと思われる。[43] 今一つは明白に上記二書簡への返書で、恐らく四諸侯宛書簡を出して間もなく十字軍側から書簡が到着したために、急ぎ追伸的に発せられたものであろう。そしてこの二通の書簡が、ザラ段階における教皇の対応の最後のものである。

まず、四諸侯宛書簡では、教皇が初めて明確にビザンツ攻撃を禁止した点が注目される。その禁止の内容も具体的かつ断言的である。[44] しかし、詳細に検討すれば、教皇の態度には種々の矛盾がある。まず、上述した如く、これに先立って教皇は教皇特使ピエール・カプアノを軍隊から切り離し、単独にエルサレムへ赴かせていた。その理由は引用した部分からも推測される如く、ビザンツ攻撃に教皇が関与していたと思われないためである。もしビザンツ攻撃を本気で阻止する意

図を持っていたのならば、むしろ強力な特使を派遣してその努力を行なわせるべきであろう。ピエールに軍隊を放棄させた段階で、既に教皇は十字軍のビザンツ攻撃を事実上認めていたのである。されば、この書簡での禁止条項もそうした教皇の責任回避策の一手段でしかないであろう。しかも、一方で断言的にビザンツ攻撃禁止をしているにも拘らず、下に再び「キリスト教徒の地の侵略禁止」の条項を設けており、相変らず拡大解釈可能な条件付である。[45] 既に十字軍のビザンツ行計画が明白になっていたこの段階においては、「キリスト教徒の地」とはビザンツ以外にはあり得ない。さればこの条項は上の断言的禁止を緩和する作用を果していると言えるであろう。事実、コンスタンティノープル占領後、十字軍士はこれを用いて自己弁護を行なうのである。[46]

教皇の対応の曖昧さは、この書簡に続いて出された十字軍士宛書簡でより明確になる。[47] この書簡においては、破門中のヴェニス人との協働についての規定が主題になっている。即ち、ヴェニス人が破門されたままであっても彼等と共に渡航することを許可している。[48] 尤も、目的地に到着した時、まだヴェニス人が赦免されていなければ共同で戦うことを禁止してはいるが、ともかく、前の書簡ではヴェニス人に対する破門状の公開を厳しい口調で命じているにも拘らず、直後にこうした譲歩を行なっているのである。その際、「サラセン人の地或いはエルサレム管区まで」という但し書を付けているが、十字軍のビザンツ行が明白になっていたこの段階において、この但し書の非現実性は教皇にも自明であった筈である。それにも拘らずこの但し書を付けている所に、再び教皇の姿勢が窺われる。

更に驚くべきことは、同じ書簡の中で、ビザンツ皇帝より食料を求めるよう勧めているかの如き記述があることである。[49] これはビザンツへ行くことを勧めていることになり、これまた前の書簡で直ちに聖地へ行くよう命じていたことと矛盾している。しかも、十字軍士が小アレクシウスの復権援助を約束し、彼が十字軍と合流しつつあることを教皇は知っていたのであるから、十字軍にビザンツ行を許可すれば、その結果が単に食料補給では済まないことも分かっていた筈である。

以上が、ザラ占領の段階における教皇の対応である。それは一見支離滅裂であり、全く統一した見解など無いように見

える。しかし一貫していることは、一方で厳格に非現実的な原則論を主張しつつ、実際には十字軍がビザンツへ渡航することを黙認したことである。そこにおいては、原則論への固執は自己弁護の手段に過ぎなかったと考えられる。

しかしだからと言って、教皇が何らかの積極的なプログラムに従って十字軍をビザンツへ向かわせたとも考えられない。このことについては後述するためここでは詳しく論じないが、ともかくこの書簡を最後に、教皇と十字軍との交渉は跡絶えてしまうのである。前述の如く、公式の教皇代理はもはや軍中にいない。次に教皇が十字軍と接触するのは、翌年一月末に十字軍のコンスタンティノープル占領通知がもたらされる時である。

4　第一次コンスタンティノープル占領

具体的な過程はここでは省略するが、ザラを出発して後、十字軍はコンスタンティノープルを占領し、小アレクシウスは復位した父イサキウス二世との共同皇帝として戴冠され、アレクシウス四世と呼ばれる。[50]

そこで、新帝アレクシウス四世と十字軍士達とは、それぞれ以上の経過を報告するため、一二〇三年八月二五日教皇に書簡を送った。この書簡が教皇に達したのは五ヶ月後の一二〇四年一月末であったらしい。[51]教皇はこれによって初めてコンスタンティノープルの占領について知ったのである。

まず、アレクシウス四世の書簡は自分の即位に至る事情を短く説明した後、教会統一と教皇に対する献身とを誓約した。[52]一方、十字軍士の書簡はザラ事件からアレクシウス四世の戴冠に至るまでの経過報告に大部分が費やされており、最後にザラ協約の内容とそれをアレクシウスが実行しなければならないことを述べている。[53]

これに対して教皇は、同年二月に数通の書簡を以って答えた。まず、アレクシウス四世宛書簡では、教会統一の約束と皇帝の献身とを喜び、それが実行されれば教皇は彼の帝権を支持することを告げて、その実行を促している。[54]この中では聖地の援助に関しては一言も言及されておらず、専ら教会統一の事項に終始している。ザラ協約においては、アレクシウ

スの十字軍及び聖地に対する援助が大きな部分を占めていたにも拘らず、それに触れないことは、教皇の関心が本当は奈辺に在ったかを示していると言える。このことは、十字軍士宛書簡においても、一見違った印象を受けるが、本質的には同じである。

まず、四諸侯と十字軍士に宛てた書簡においては、最初に、再び十字軍が破門に陥ったことを恐れ、皇帝の教会統一の約束は十字軍の逸脱を覆う口実であることを疑う者がいることを告げる。そして、その疑いを晴らすためには、教会統一の約束が実行されねばならないとして、その具体的諸要件を提示する。そして、書簡の末尾に聖地援助の要求を付け加えている。[65] これは、従軍していたソワッソン司教等宛書簡に於いても、殆ど同じ内容で繰り返される。しかも、この書簡では聖地援助には全く言及していない。[66]

次に、同じくソワッソン司教等宛書簡が続く。ここでは、まずザラの事件以後の経過を詳しく要約する。その上でコンスタンティノープル攻撃を非難し、再び破門に陥ったことを指摘して、十字軍士と聖職者達に悔悛を命ずる。そして最後に、皇帝の献身の火が消えないよう配慮すべきことを命じている。やはり聖地援助への言及は見られない。[67]

この時期に教皇がコンスタンティノープルへ宛てた書簡には、今一つヴェニス統領宛のものがあり、書簡の末尾で聖地援助を要求しているが、この書簡はザラ占領に関する非難が中心主題であり、少し性格を異にしている。[68]

さて、これらの書簡においては、いずれもコンスタンティノープルへの転向を非難し、ザラの違犯に第二の違犯が加わって再び破門に陥ったことを指摘している。そして教会統一は転向を隠すための口実であり、真意の純粋性を証明するためには、教会統一を実現せよと命ずる。転向を非難する言葉は厳しく、教皇は真に転向を憤っているように見える。しかし、教皇の論理には明らかにすり替えがある。即ち、十字軍の「転向」とは聖地へ行くことからの「転向」であり、教皇命令への違反とはザラ事件に際しての命令、即ちビザンツ攻撃を禁止し、即刻聖地へ行けという命令への違反であらねばならず、もし十字軍がビザンツへ行くことが許されるとしても、それは食料補給のためのみであった筈である。その故に、

十字軍が真意の純粋性を証明するとすれば、ビザンツより必要な糧秣を得た上で、直ちに聖地援助に行くべきであろう。にも拘らず、教皇は教会統一の実現によってそれを証明せよと言う。されば、教会統一が実現されさえすれば転向も違反も許されるということを教皇自ら公言したことになるであろう。確かに、教皇は VI 230 の書簡においては聖地援助の重要性を指摘して、直ちにそれを行なうよう命じている。[59] しかしそれは書簡の末尾に取って付けた如くに現われるのであり、アレクシウス四世宛書簡にも、ソワッソン司教等宛の二通の書簡にも、聖地については言及だにされないのである。又、VI 232 の書簡には、「我々がたとえ……コンスタンティノープル教会がローマ教会への献身へと戻ることを望んだとしても、我々は彼等を攻囲することを望みもしないし……」という文章が出て来る。[60] しかし、その前のアレクシウス四世宛書簡では、彼が教会統一を望んでいることを「主において喜んでいる」のであり、[61] 諸書簡を通じてその約束の実行を繰り返し命じているのである。一体、コンスタンティノープルを攻囲することなしにアレクシウス四世の即位が、従って彼による教会統一の約束があり得たであろうか。

今や教皇の意図は明白である。彼の第一の関心は教会統一であり、「転向」や「違犯」に対する破門の脅迫も、教会統一を強いるためであるに過ぎない。聖地への言及やその他の原則論的叙述は、ここでも韜晦の手段として用いられているのである。H. Roscher は教皇が「いかに切迫して」wie dringend 十字軍の目標達成を望んでいたかを示そうとしているが、[62] 教皇が「切迫」して要求したのは十字軍続行ではなく、教会統一の方であった。

5 第二次コンスタンティノープル占領

以上が第一次コンスタンティノープル征服に対する教皇の対応であったが、前述の如く、教皇が返書を出すまでに既に半年が過ぎており、実は、この間にコンスタンティノープルの情勢は一変していたのである。具体的な経過は省略するが、コンスタンティノープルは十字軍によって再び占領され、ラテン帝国が成立し、フランドル伯ボードゥアンが皇帝に選出

されて、一二〇四年五月一六日には戴冠式が行なわれた。[63] 皇帝となったボードゥアンは即位通知を教皇に送り、それは一〇月末～一一月初頃ローマに届いたようである。その中で皇帝は自分の即位に至る経過を報告し、それによって教会が統一されたことを主張し、更に聖地援助を続行することも約束した。[64]

これに対して教皇は多くの書簡で答えた。まず、一一月七日に出された皇帝ボードゥアン宛の返書においては、大半がラテン帝国の防衛・保持に関する内容であり、以前の書簡に見られた「転向」の非難は影を潜めている。[65] 又、聖地に関する叙述は、帝国の保持に対して贖宥を約束した部分に、その理由として付加的に言及されているに過ぎず、[66] 弁明のための聖地への言及という印象は拭い難い。

教皇の関心が奈辺に在ったかは、以下の諸書簡において益々明白になる。ボードゥアン宛返書に続いて、従軍してコンスタンティノープルにいた聖職者達にも書簡が発せられた。これは全編、教会統一への喜びに終止しており、比喩と聖書の引用とが延々と続く。この長い書簡中に聖地は一言も言及されていない。[67]

次いで一二月七日には同じく聖職者に対して書簡を発し、[68]「獲得物を固守」するため、[69] ギリシア教会をラテン聖職者によって再編することを命じ、それを実行せずに立ち去ることを最後審判の罰の脅迫で以って禁じている。[70] ここでも聖地への言及はなく、教会未組織のままで去ることを禁じていることは、むしろ即刻聖地へ行くことを禁じていることになるであろう。

ところで話は前後するが、第二次コンスタンティノープル占領に際して、市内突入を控えた一二〇四年三月、占領後の政策について十字軍諸侯とヴェニス統領との間に条約が結ばれており、その中には叙任権と教会財産に関して重大な侵害が含まれていた。[71] 上述した諸書簡では、この所謂「帝国分割条約」には言及していないが、ヴェニス統領と皇帝とがこの批准を求めて来たことに対して、教皇はこれに関する数通の書簡を発した。

まず、一二〇五年一月二一日に出された聖職者達宛書簡[72]においては、総大司教選出規定に関して、その選出に俗人が関

与している故を以ってそれを否認し、教皇自身が同じ人物を選出し直すという複雑な手続きを取っている。今一つの問題は教会財産の分割であるが、これについてはヴェニス統領宛書簡[72]と皇帝ボードゥアン宛書簡[73]とにおいて非難され、選出された総大司教の到着を待つべきことが主張されている。[75]

ところで、興味あることはヴェニス統領宛書簡に見る聖地についての記事である。これは、帝国分割条約をもたらしたヴェニスの使者が、同時に統領の十字軍誓約解除を要求したことに対して答えたものである。教皇はこの要求を拒否したが、しかし帝国強化のため十字軍実行猶予の必要性を「考慮する」ことを告げている。[76]更に、同日に出された別の書簡では、ヴェニス統領及びヴェニス人を破門から赦免しさえしているのである。[77]

以上、第二次コンスタンティノープル占領に対する教皇の対応を検討したが、そこでは教会統一が成し遂げられたことに対する喜びが前面に出ており、ラテン帝国の維持・強化及び、コンスタンティノープル教会の諸事務（聖職者組織、財産管理等々）に関する事項に終止している。帝国分割条約に対する非難も、それが教会の権利の侵害であるが故の非難であり、むしろ教皇のコンスタンティノープル教会に対する興味の強さを示すものでこそあれ、コンスタンティノープル占領そのものを非難するものではない。かつて繰り返された「転向」への非難は影を潜め、ヴェニス人は赦免される。聖地への言及は散見されるのみで、しかも事実上聖地援助の実行猶予が認められている。これを要するに、ラテン帝国成立直後における教皇の対応は、言わば卒直に教会統一に専心するという態度と言えるであろう。

しかし、そうした楽観的態度はやがて修正を余儀なくされるに至る。

6　教皇の「反省」

前節の諸書簡より約半年後の一二〇五年七月十日に、当時聖地よりコンスタンティノープルに来ていた教皇特使ピエール・カプアノに宛てた書簡において、教皇はピエールが聖地を自由裁量で棄て、大勢の人間を伴ってコンスタンティノー

プルへ来たこと、十字軍士に十字軍誓約を解除したこと、及びコンスタンティノープル占領の際の掠奪・暴行の事実を非難し、ピエールに即時聖地帰還を命じた。[78]

同年八月後半～九月初頃のボニファース・ド・モンフェラ宛書簡においても、教皇は十字軍がコンスタンティノープルへ行ったこと及び掠奪・暴行の事実を非難し、教会財産の返却と悔悛を要求し、聖地援助に赴くべきことを命じている。[79]

教皇の態度に見るこうした変化を説明するためには、第二次占領直後の報告に対して教皇が返書を発した一二〇五年初以後の半年間の情況変化を考慮に入れねばならない。まず、掠奪・暴行に対する非難に関して言えば、一二〇五年六月頃、従軍していたハルベルシュタット司教コンラートが、次いで教皇特使ソッフレドがコンスタンティノープルよりローマに帰還した。彼等の口述の報告により、教皇は多分初めてコンスタンティノープル占領時の諸事件について詳細な知識を得たものと思われる。[80]恐らく掠奪と暴行について知ったのもこの時が初めてであろう。その故に上記二通の書簡でそれらに対する非難が初めて現われるのである。その場合、それが教皇にとって問題であった理由は、まず掠奪に関して言えば、第一には教会が掠奪されたことである。彼にとっては教会以外の一般的な掠奪はさほど関心がなかったらしく、上記二通の書簡において、いずれも教会からの掠奪にしか言及していない。[81]一方、暴行については、書簡でも指摘されている如く、掠奪と共にそれがギリシア人をしてラテン人を憎悪せしめるに至り、教会統一を困難にするという理由が重要であり、[82]他に教皇としてはこうした不道徳行為を非難せざるを得ないという事情もあったであろう。[83]

一方、聖地への言及についてもこの間の事件経過との関連で説明し得る。即ち、ピエール宛書簡でも述べられていた如く、[84]彼が大軍と共に聖地を去ったため聖地は人的に涸渇していたが、一二〇五年四月一日にエルサレム王アモーリー二世が没し、急迫の救援要請を以って七月初頃、教皇に報告されたようである。[85]これに対して教皇はフランス王に援助を要請した。[86]こうした情勢が教皇をして聖地援助への言及を促したのであろう。加うるに、「教会統一」という輝しい成果のみを前にしていた占領直後と違い、占領時の不詳事が明白になり、教会統一も必ずしも順調ではないことが明らかになるに

つれて、再び原則論喧伝が必要になったのであろう。[87]

しかし、教皇には聖地のためにラテン帝国を犠牲にする意図は無かった。フランス王に聖地援助を求めた書簡においても、ラテン帝国がギリシア人によって再征服される危険が理由の一つに挙げられている。[88] 教皇特使ピエール宛書簡では、即刻聖地へ戻るよう命じているが、それはピエール個人に対してであって、十字軍そのものを積極的に聖地へ向けようとした形跡はない。[89] ラテン帝国に対しては、ピエールとは別に枢機卿ベネディクトが教皇特使に任じられているのである。[90] ボニファース宛書簡ではコンスタンティノープル征服を非難しつつも、一定その正当性を認める表現をしており、[91] しかもこの書簡の前に教皇は全キリスト教徒に対して、聖地援助のためと断わりつつも、コンスタンティノープルへ行くよう命じており、それに対して贖宥を約束しているのである。[92]

7 まとめ

以上、第四回十字軍の経過における教皇の対応を検討して来たが、ここでもう一度まとめておきたい。即ち、教皇は「転向」に対して繰り返し非難したが、それはあくまで表面上の原則論に過ぎず、実際にはコンスタンティノープル征服を黙認し、一旦ラテン帝国が成立して、積年の課題たる教会統一が達成されるや、それを確保するために尽力したのである。従って、まずここで確認し得ることは、インノケンティウス三世の十字軍にとって「聖地援助」は二次的な意味しか持っていなかったことである。

されば、コンスタンティノープル征服とそれによる教会統一が目的であったのだろうか。確かに教皇が十字軍の「転向」を黙認した理由が教会統一への希望であったことは疑い得ない。しかし、上に見て来た如く、教皇がそうした希望を抱くに至ったのは、十字軍が「転向」し始める経過の中からであり、「転向」そのものに教皇が積極的に働きかけた事実は認められない。少なくとも一二〇二年一一月一六日のアレクシウス三世宛書簡まで、教皇が「転向」について言及して

いるものはなく、一方、転向計画そのものは教皇から独立して、別の所で進められて来たのである。又、教皇が「転向」を利用して教会統一を達成しようとしたことが確かであるにしても、その利用の仕方は「転向」の各段階毎に違っているのであって、一定のプログラムに従っていたとは思われない。即ち、上記アレクシウス三世宛書簡の段階では、実際に存在していた「転向」計画を以って脅迫し、教会統一承諾を強いんとせるのみで、十字軍によるビザンツ征服決意にまでは至っていない。次のザラ占領段階では、最終的には、十字軍の傀儡皇帝アレクシウス四世を即けることによる教会統一を意図したようであり、実際に第一次コンスタンティノープル征服の後にはその努力を行なっている。しかし、それ以上に押し進める意図はこの段階ではなかったようであり、第二次征服によるラテン帝国の成立は、事後に教皇が歓迎したにも拘らず、成立そのものに教皇の影響があったとは思われない。これを要するに、教皇は新しい局面が展開する度に、そこから最大利益を引き出そうとしたのみであって、「転向」に積極的な役割を演じたとは言えないであろう。

以上、十字軍の経過に見る教皇の対応は解明できたと思う。しかし、まだ問題は残る。即ち、十字軍の準備段階における教皇の積極性である。それが聖地への懸念から説明されないことは既に明らかになった。又、教会統一も経過の中から現われたものであって、初期の解明には役に立たない。かくて問題は振出しに戻る。何故インノケンティウス三世は十字軍を始めたのか。今や、その答えは聖地やビザンツといった海外にではなく、西欧内部に求めねばならない。ところで、これについて示唆的な説を提供しているのは H. Roscher である。[103] 彼はインノケンティウスの十字軍を教皇理念との関連の中で捉えた。即ち、彼はインノケンティウス三世における所謂「二元論説」「神裁政治説」の論争より出発し、インノケンティウスは彼独自のキリスト教世界 christianitas 観によってその両者を統一したと結論づける。そして、そうしたインノケンティウスの理念形成における十字軍の重要性を主張するのである。しかし、その場合、「統一」の概念は曖昧であり、かつそうしたインノケンティウスの理念形成が十字軍の原因であるのか結果であるのかについても明白ではない。そして、本章で問題にした「転向」への対応についても、理念の具現として、即ちキリスト教世界の長としてその防衛を

自己の義務とする教皇理念の具現として十字軍を捉えるために、教皇は飽くまで聖地救援に固執したと主張することになってしまうのである。従って、本稿ではこうした Roscher の研究を踏まえつつ、新たなる視点よりインノケンティウス三世の十字軍召集を考察しておきたい。それは Roscher が殆ど重視していない当時の政治的情況の中にインノケンティウスの十字軍召集を位置付けることである。その場合、この時代の教皇の政治は、第一に神聖ローマ帝国との関係を軸としていた故に、それが考察の中心となるであろう。

① 本稿では所謂「転向原因論」には立ち入らない。それについては、D. E. Queller, *The Latin Conquest of Constantinople*, 1971 が研究史として便利である。

② Geoffroy de Villehardouin, *La conquête de Constantinople*, ed. et traduite par E. Faral, 2 vols., 1938-39, rep. 1961. 本稿で引用する場合には、*Villeh.* と略し、段落番号と巻号と頁数を示す。尚、次の二つの英訳を参照した。trans. by M. R. B. Shaw, *Joinville and Villehardouin, Chronicles of the Crusades*, 1963, rep. 1969; trans. by Sir F. Marzial, *Villehardouin and De Joinville, Memoirs of the Crusades*, 1908, rep. 1951.

③ Robert de Clari, *La conquête de Constantinople*, trans, by E. H. McNeal, *The Conquest of Constantinople*, 1936, rep. 1969.

④ *Innocentii III Papae Regesta sive Epistolae, MPL*, vol. 214-215.

⑤ *Gesta Innocentii Papae III, MPL*, vol. 214. 作者は不明であるが、教皇書簡等を基礎にして同時代人によって書かれたインノケンティウス三世の伝記である。但し、教皇の立場を擁護する傾向を有している。以下 *Gesta Inn.* と略。

⑥ その間の事情については *Villeh.*, 3-13, I, pp. 4-17.

⑦ 交渉経過及び契約の内容は *Villeh.*, 15-31, I, pp. 18-33.

⑧ "il le fist mult volentiers", *Villeh.*, 31, I, p. 32.

⑨ Ipse vero, quod futurorum esset praesagiens, caute respondit quod conventiones illas ita duceret confirmandas, ut videlicet ipsi Christianos non laederent, nisi forsan iter eorum illi nequiter impedirent, aut alia causa justa vel necessaria forsan occurreret…", *Gesta Inn.* 83, *MPL*, vol. 214, col. CXXXXI, B-C.

⑩ 契約批准要求のためヴェニス人と十字軍との使節がローマに来た時のことを述べ、註⑨で引用したのとほぼ同文の条件を付けたことを主張している。*Inn. III Regesta.*, VII 18, *MPL.*, vol. 215, cols. 301 D-302 A.

⑪ Queller は *Gesta* の記事を支持し、インノケンティウスがこのような禁止を付け加えたのは、過去一世紀間に経験された十字軍士と東方キリスト教徒の紛争の故であるという。D. E. Queller, "Innocent III and the Crusader-Venetian Treaty of 1201", *Medievalia et Humanistica*, 1963, p. 34. しかし、Queller の説明では、傭船契約批准に際して初めてこの禁止が現われたことを説明できないように思う。彼の言うような理由からキリスト教徒攻撃を禁じたのであれば、既に十字軍召集や準備の段階からそれが現われていてもよさそうなものである。

⑫ McNeal and Wolff, op. cit., pp. 163-164.

⑬ この間の事情は、*Villeh.*, 47-69, I, pp. 50-71; *Clari.*, pp. 38-42.

人員が集まらなかった原因については様々な説があるが、ここでは触れない。

⑭ 後のアレクシウス四世。当時の皇帝アレクシウス三世と区別するため、皇子時代のアレクシウス四世を小アレクシウスと呼ぶ。父イサキウス二世が弟アレクシウス三世によって帝位を簒奪された後、逃亡して西方に来り、義兄（姉イレネの夫）フィリップ・フォン・シュヴァーベンの所に身を寄せていた。彼が西方に来た時期の問題は、一二〇一年のクリスマスに行なわれたとされる彼とフィリップとボニファース・ド・モンフェラとの三者密談の問題と結びついて、所謂「陰謀説」の中心主題となるのであるが、本稿では教皇と十字軍との関係を述べるのが主眼であるため、立ち入らない。

⑮ *Gesta Inn.* 85 によれば、ピエールは彼にザラ攻撃を阻止されるのを恐れるヴェニス人によって侮辱され追い返されたのであり、彼の報告した計画とはザラ征服計画であった。*Gesta Inn.* 85, *MPL*, vol. 214, col. CXXXVIII, C-D. 一方、*Inn. III Regesta.*, V 122 によれば、小アレクシウスの義兄フィリップ・フォン・シュヴァーベンの使節がヴェニスに来たり、小アレクシウス援助を要請して多くの対価を約束したため、十字軍の首領達はこれについて教皇に相談するために、ピエールをローマに帰還させたのである。従って、彼の報告した計画とは小アレクシウスの提案に関してであった。*Inn. III Regesta.* V 122, *MPL*, vol. 214, col. 1124 B-C. 両者の内、どちらに信憑性があるかは決め難い。書簡 V 122 の方はこの事件の直後の一一月一六日に書かれたものである故に、実際に教皇がビザンツ行計画を既にこの時期に知っていなければ書けない内容である。されば、それをピエールから聞いたという記述も偽りではないであろう。一方、Gesta Inn. は直ちに信用することはできない史料であるが、後の書簡から一定確認し得（*Inn. III Regesta.*, VII 18, *MPL*, vol. 215, col, 302 A）、又、ザラ征服に関する経過からも裏付けられ得るため、これも否定し去ることはできない。故に、可能な唯一の説明は、どちらの記述も正しいということであり、本文で述べた如き結論にならざるを得ない。その場合、書簡 V 122 がビザンツ行計画についてしか述べていないのは、この書簡がビザンツ皇帝アレクシウス三世の書簡（その中では、十字軍のビザンツ攻撃の意図について懸念している）への返書であるが故に、ザラのことなど述べる必要がないからである。一方、*Gesta Inn.* がザラについてしか述べない理由はいくつか考え得る。一つは、Gesta の作者がピエールの報告について正確に知らなかったために、この後に最初に起こった事件であるザラのことのみに記述を限定したのだろうということ、今一つは、*Gesta Inn.* にはインノケンティウスを正当化する意図が働いており、結果的には実現してしまうビザンツ行計画を教皇が知った時期をなるべく遅らせて、教皇の責任を少しでも軽減しようとしたのだろうということである。以下に述べる如く、ビザンツ行計画に対するこの時の教皇の対応は曖昧で、必ずしも積極的に反対していないからである。

⑯ *Gesta Inn.* 85, *MPL*, vol. 214, cols. CXXXVIII, D-CXXXIX, A.

⑰ B. Primov, "The Papacy, the Fourth Crusade and Bulgaria", *Byzantino Bulgarica*, I, 1962, p. 194.

⑱ *Inn. III Regesta.*, V 122, *MPL*, vol. 214, col. 1123 B-D.

⑲ *Ibid.*, cols. 1123 D-1124 A. 教皇が小アレクシウスに対して下した判断の内容については何も述べられていない。

⑳ "paratus etiam in omnibus et per omnia nostris stare mandatis et quod sacrosanctam Romanam Ecclesiam vellet juxta posse suum modis omnibus honorare ac ea efficere quae nostrae forent placita voluntati." *Ibid.*, col. 1124 B.

㉑ "et cum nuntii tui ad nostram accesserint praesentiam, super his cum fratribus nostris habebimus tractatum et illud satuemus quod tibi poterit merito complacere", *Ibid.*, col. 1124 C.

㉒ "quanquam plures assererent quod hujusmodi postulationi benignum deberemus praestare favorem, pro eo quod Graecorum Ecclesia sit apostolicae sedi minus obediens et devota." *Ibid.*, col. 1124 C–D.

㉓ *Ibid.*, cols. 1124 D–1125 A. イノケンティウス六世の計画とは、彼の十字軍計画のことである。

㉔ "…inspecta gratia quam tibi fecimus, emendare celeriter debeas quod tam a te quam a praedecessoribus tuis minus provide hactenus est omissum, cum et secundum humanam industriam id debere studiosissime procurare, ut ignem in remotis partibus exstingueres, non nutrires, ne usque ad partes tuas posset aliquatenus pervenire." *Ibid.*, col. 1125 B.

㉕ この間の事情については、*Villeh.*, 75–87, I, pp. 76–89 ; *Clari.*, pp. 42–44.

㉖ *Inn. III Regesta.*, V 161, *MPL*, vol. 214, cols. 1178–1179. この書簡には日付がついていないが、その内容から見て、ザラ占領以後、謝罪使派遣まで（一二〇二年一一月末～一二〇三年初）の間に出されたと考えられる。

㉗ *Villeh.*, 105, I, pp. 104–107.

㉘ *Villeh.*, 106–108, I, pp. 106–111. クラリは更に簡潔でかつ楽観的である。Clari., p. 45.

㉙ 書簡には日付がついていないが、一二〇三年二月とされている。Riant, *op. cit.*, XVIII, p. 25 n. 1.

㉚ *Inn. III Regesta.*, V 162, *MPL*, vol. 214, cols. 1179–1182.

㉛ "Intelleximus namque per eos quod non inducti propria voluntate, sed quasi quadam necessitate coacti, ad expugnationem Jaderae processistis…", *Ibid.*, col. 1180 B.

㉜ この叙述より、十字軍士達は謝罪使派遣に先立って、從軍司教達に破門を解かせていたらしいことがわかるが、ヴィラルドゥアンは何も述べていない。

㉝ "…caveatis, nec invadentes terras Christianorum, nec laedentes in aliquo, nisi forsan illi vestrum iter nequiter impedirent vel alia justa, sive necessaria causa forsan occurreret…", *Ibid.*, cols. 1180 D–1181 A.

㉞ *Inn. III Regesta.*, VI 99, 100, 101, *MPL*, vol, 215, cols. 103–107 はこの後初めて現われる書簡であるが、十字軍による誓約とそれへの赦免を既成の事実として述べている。

㉟ Riant によれば、ピエールはザラへは行かず、イタリア半島の側に滞在していたという。Riant, op. cit., XVII, p. 374 et n. 2. 一方、Roscher は、ピエール自身がザラへ行き、それから再び軍隊を離れたと考えている。Roscher, *op. cit.*, S. 116, 117. しかし両者共、論証を行なっていない。どちらが正しいか確証はないが、本稿ではピエールはザラへ行かなかったとする立場を取る。その理由は、ヴィラルドゥアンがピエールの来たことについて何も述べていないこと（但し、ヴィラルドゥアンは周知の réticence の故に証拠能力が低い）、赦免を得た後、十字軍の諸侯達が教皇に宛てた書簡（*Inn. III Regesta.*, VI 99, *MPL*, vol. 215, col. 103 C–D）、及びモンフェラ侯の教皇宛書簡（*Inn. III Regesta.*, VI 100, *MPL*, vol. 215, col. 105 A）において、いずれもピエールの「書簡」や「使者」を通じて赦免を得たと述べており、ピエールと直接の接触を持った様子が見られないこと、等により、ピエール自身はザラへ行かず、むしろ自らの使者に書簡を

託して諸事務を処理したと考える方が妥当だからである。

㊱ ザラ協約締結の事情及びその内容については *Villch.*, 91–99, I, pp. 90–101.

㊲ *Inn. III Regesta.*, VI 48, *MPL*, vol. 215, col. 50.

㊳ "…tu ne illorum videatis nequitiae consentire, illorum exercitum…derelinquens, versus Hierosolymam dirigas iter tuum." *Ibid.*, col. 50 C.

㊴ *Gesta Inn.*, 88, *MPL*, vol. 214, col. CXL, A–B.

㊵ *Inn. III Regesta.*, VI 99, *MPL*, vol. 215, cols. 103–104.

㊶ *Inn. III Regesta.*, VI 100, *MPL*, vol. 215, col. 105.

㊷ *Inn. III Regesta.*, VI 101, *MPL*, vol. 215, col. 106–107.

㊸ この書簡 VI 101 は *Regesta* の番号により、十字軍側からの書簡 VI 99, VI 100 への回答として取われがちだが、文面から見て必ずしもそうではなさそうである。即ち、VI 99, VI 100 は共に破門状公開に関することがらが主題になっているにも拘らず、それについては末尾に紋切り型に述べているだけで少しも回答になっていないし、そもそもこの書簡全体を通じて、VI 99, VI 100 を受け取った形跡が見られない。一方、VI 99 の中には、これに先立って、V 162 で要求された誓約書を返送した旨を記しており (*MPL*, vol. 215, cols. 103 D–104 A)、この誓約書は Regesta には収められていないが、これに対する返書が恐らくこの VI 101 であろう。このことは、後の書簡 VI 232 (*MPL*, vol. 215, col. 263 A) によっても確かめられる。他方、VI 99, VI 100 が VI 101 の返書であることは考えられない。両書簡共に VI 101 が何ら反映していないからである。従って、VI 99, VI 100 と VI 101 とは入れ違えに出されたものだと思われる。

㊹ "Nullus itaque vestrum sibi temere blandiatur, quod terram Graecorum occupare sibi liceat vel praedari, tanquam minus sit apostolici sedis subjecta, et quod—— 〔原文欠落〕 ——imperator Constantinopolitanus, deposito, fratre suo, et etiam excaecato, imperium usurpavit. Sane, quantumcunque in hoc vel aliis idem imperator, et homines ejus jurisdictioni commissi delinquant, non est tamen vestrum de ipsorum judicare delictis, nec ad hoc crucis signaculm assumpsistis, ut hanc vindicaretis injuriam, sed opprobrium potius crucifixi, cujus vos obsequio specialiter deputastis." *Inn. III Regesta.*, VI 101, *MPL*, vol. 215, col. 107 A.

㊺ "…nisi vel ipsi vestrum iter nequiter impedirent, vel alia justa et necessaria causa forsan occurreret…", *Ibid.*, col. 107 B.

㊻ 第一次占領の後、「正当な理由」としての教会法一が問題になることは後述する如くであり、又、より直接的な表現としては、第二次占領後、ボニファースが教皇に宛てた書簡を要約している教皇書簡中に "Cumque vos ad navigandum in Syriam totis viribus pararetis, innata Graecorum malitia…iter vestrum, non semel tantum, sed saepe, nequiter impedivit, et ad occupationem urbis regiae vos, in ipsorum perniciem renitentes et invitos attraxit." *Inn. III Regesta.*, VIII 133, *MPL*, vol. 215, col. 711 B.

㊼ *Inn. III Regesta.*, VI 102, *MPL*, vol. 215, cols. 107–110.

㊽ "Quod si nec satisfacere forte voluerint nec absolvi…, permittimus vobis ut cum ipsis usque in terram Saracenorum, vel Hierosolymitanam provinciam, juxta quod inter vos et ipsos convenit vel honeste convenerit, navigio transeatis…", *Ibid.*, cols. 107 D–108 A.

㊾ "Ne autem victualia vobis desint,…imperatori Constantinopolitano scribemus, ut…victualia vobis faciat exhiberi." *Ibid.*, col. 109 A.

㊿ 詳しくは、*Villeh.* 108–193, I, pp. 110–197; *Clari.*, pp. 58–81.

(51) 書簡の到着した時期の決定は、この二つの書簡が *Inn. III Regesta.* の中で二〇四年一月末の頃に現われることによっており、他に決定的な証拠が無いのであるが、これに対する教皇の返書が一斉に同年二月に現われることによって傍証される。到着に五ヶ月も費した原因は、コンスタンティノープル占領による帝国の混乱であろう。 Roscher, *op. cit.*, S. 118 Anm. 101.

(52) *Inn. III Regesta.*, VI 210, *MPL*, vol. 215, cols. 236–237.

(53) *Inn. III Regesta.*, VI 211, *MPL*, vol. 215, cols. 237–240.

(54) *Inn. III Regesta.*, VI 229, *MPL*, vol. 215, cols. 259–260.

(55) *Inn. III Regesta.*, VI 230, *MPL*, vol. 215, cols. 260–261.

(56) *Inn. III Regesta.*, VI 231, *MPL*, vol. 215, cols. 261–262.

(57) *Inn. III Regesta.*, VI 232, *MPL*, vol. 215, cols. 262–263.

(58) *Inn. III Regesta.*, VII 18, *MPL*, vol. 215, cols. 301–302.

(59) "Caeterum, licet optemus, ut, per studium et sollicitudinem vestram, ad devotionem et reverentiam apostolicae sedis Constantinopolitana Ecclesia revertatur, quia tamen ad subsidium terrae sanctae propensius aspiramus, ne succursus ejus dilatus hactenus diutius differatur…", *Inn. III Regesta*, VI 230, *MPL*, vol. 215, col. 261 A.

(60) "Licet igitur optaremus, ut per studium et sollicitudinem eorumdem Constantinopolitana Ecclesia ad devotionem Ecclesiae Romanae rediret, quia tamen eos circumvenire nec volumus nec debemus, veremur eos denuo excommunicationis sententiam incurrisse…", *Inn. III Regesta.*, VI 232, *MPL*, vol. 215, col. 263 B.

(61) "Gaudemus autem in Domino…ut desiderares ecclesiasticam unitatem…", *Inn. III Regesta.*, VI 229, *MPL*, vol. 215, col. 259 A.

(62) Roscher, *op. cit.*, S. 119.

(63) 具体的な経過については、*Villeh.*, 194–263, I, pp. 196–211, II, pp. 6–71; *Clari.*, pp. 81–116.

(64) *Inn. III Regesta.*, VII 152, *MPL*, vol. 215, cols. 447–454.

(65) *Inn. III Regesta.*, VII 153, *MPL*, vol. 215, cols. 454–455.

(66) "Universis etiam, tam clericis quam laicis crucesignatis, consistentibus tecum in exercitu Christiano, sub spe remissionis et indulgentiae, quam eis apostolica sedes pollicetur, injungimus et mandamus, ut ad defendendum et retinendum Constantinopolitanum imperium, per cujus subventionis auxilium terra sancta facilius poterit de paganorum manibus liberari, tibi prudenter et potenter assistant…", *Ibid.*, col. 455 B.

(67) *Inn. III Regesta.*, VII 154, *MPL*, vol. 215, cols. 455–461.

(68) *Inn. III Regesta.*, VII 164, *MPL*, vol. 215, cols. 471–472.

(69) "Quia non minor est virtus, quam quaerere, parta tueri…", *Ibid.*, col. 471 B.

(70) "Turpe siquidem esset, in ultimae discussionis examine ulciscendum, si sic Graecorum terminos exiretis, ut, inordinatis ecclesiis, regnum quasi sine sacerdotio remaneret…", *Ibid.*, col. 471 C.

(71) ヴィラルドワンはこの条約の内容を掲載しているにも拘らず、問題の条項を脱落させている。*Villeh.*, 234–235, II, pp. 34–37. クラリは不十分ながら言及している。*Clari.*, p. 91. しかし、正確に収録されているのはヴェニス側の文書であるため、それから問題の箇所を以下に引用する。"Sciendum est etiam, quod clerici, qui de parte illa fuerint, de qua non fuerit Imperator electus, potestatem habebunt ecclesiam sancte Sophie ordinandi et patriarcham

eligendi…. …de possessionibus uero ecclesiarum tot et tantum clericis et ecclesijs debet prouideri, quo honorifice possint uiuere et substentari. Relique uero possessiones ecclesiarum diuidi et partiri debent secundum ordinem presignatum." G. L. F. Tafel und G. M. Thomas, Hrsg. *Urkunden zur älteren Handels- und Staatsgeschichte der Republik Venedig mit besonderer Beziehung auf Byzanz und die Levante*, vol. I, p. 447.

(72) *Inn. III Regesta.*, VII 203, *MPL*, vol. 215, cols. 512-517.

(73) *Inn. III Regesta.*, VII 206, *MPL*, vol. 215, cols. 519-521.

(74) *Inn. III Regesta.*, VII 208, *MPL*, vol. 215, cols. 521-522.

(75) ボードゥアン宛書簡には、総大司教のことに関しては述べられていない。

(76) "Verum, cum, sicut credimus, crucesignati adhuc peregrinationis propositum differre proponant, et ad solidandum imperium remanere amplius in partibus Romaniae, circa statum tuum, et necessitatem exercitus cogitabimus amplius…", *Inn. III Regesta.*, VII 206, *MPL*, vol. 215, col. 521 A.

(77) *Inn. III Regesta.*, VII 207, *MPL*, vol. 215, col. 521C.

(78) *Inn. III Regesta.*, VIII 126, *MPL*, vol. 215, cols. 699-702.

(79) *Inn. III Regesta.*, VIII 133, *MPL*, vol. 215, cols. 710-714.

(80) Riant, op. cit., XVIII, pp. 64-65.

(81) ピエール宛とボニファース宛の二通の書簡において、掠奪・暴行の描写及びそれぞれの非難はほぼ同文に近いので、ここではピエール宛書簡から引用する。"…ad thesauros Ecclesiarum, et, quod gravius est, ad ipsarum possessiones extenderent, manus suas, tabulas argenteas etiam de altaribus rapientes, et inter se confringentes in frusta, violantes sacraria, cruces et reliquias asportantes." *Inn. III Regesta.*, VIII 126, *MPL*, vol. 215, col. 701 B.

(82) "Quomodo enim Graecorum Ecclesia, quantumcunque afflictionis et persecutionibus affligatur, ad unitatem ecclesiasticam et devotionem sedis apostolicae revertetur, quae in Latinis non nisi perditionis exemplum et opera tenebrarum aspexit, ut jam merito illos abhorreat plus quam canes?" *Ibid.*, col. 701 A.

(83) "Illi etenim…gladios, quos exercere debuerant in paganos, Christianorum sanguine cruentantes, nec religioni nec aetati nec sexui pepercerunt, incestus, adulteria et fornicationes in oculis hominum execentes, et tam matronas quam virgines etiam Deo dicatas, exponentes spurcitiis garsionum." *Ibid.*, col. 701 B.

(84) *Ibid.*, col. 700 A.

(85) Roscher, *op. cit.*, S. 125.

(86) *Inn. III Regesta.*, VIII 125, *MPL*, vol. 215, cols. 698-699. この書簡は宛先が欠損しているが、その人物に、フランス王を説得して聖地援助に招くよう指令している。

(87) 因みに、ラテン帝国設立後独立した三つのギリシア人の国家（ニケーアのテオドロス朝、エピルスのアンゲルス朝、トレビゾンドの大コムネノス朝）はギリシア教会のままであり、ニケーアのギリシア人司教は、コンスタンティノープルにいるラテン人総大司教を無視してコンスタンティノープル総大司教と呼ばれていた。A. A. Vasiliev, *History of the Byzantine Empire*, 1952, pp. 468-469.

(88) "…timemus, ne Saraceni ad occupandum residuum terrae sanctae fortius animentur, ut, ipsa penitus occupata, tollatur Christicolis occasio transfretandi, sicque Constantinopolitanum imperium recuperetur a Graecis…", *Inn. III Regesta.*, VIII 125, *MPL*, vol. 215, col. 699 A.

(89) ピエールが十字軍誓約を解除したことに対する非難は、教皇の聖地に対する熱意を示すものとはならない。原則的には、聖地へ行くまでは十字軍は完成していないのであるから、建前から言って、十字軍誓約解除を認めることなど出来ないのである。

(90) *Inn. III Regesta.*, VIII 126, *MPL*, vol. 215, col. 702 B.

(91) ボニファースが、コンスタンティノープル占領はビザンツが教会統一を拒否したことへの神の判決であったとして弁明したのに対し、教皇は次のように答える。"Nos, de tam profundo judicio nolentes temere judicare…, et vos nihilominus eos injuste punire, propter odium quod exercebatis in proximos, si tamen proximi sunt dicendi qui proximare contemnunt, cum et propter justam illorum poenam, forsan Deus justam dederit vobis mercedem…", そして、その下にその「報酬」たる占領地を保持するよう命じている。*Inn. III Regesta.*, VIII 133, *MPL*, vol. 215, col. 713 B-C.

(92) "…per generales litteras nuper universis Christi fidelibus injunxerimus in remissionem omnium peccatorum, ut, Constantinopolim accedentes, ad terrae sanctae subsidium laborarent…", *Inn. III Regesta.*, VIII 130, *MPL*, vol. 215, col. 706 A-B. この中に述べられている"generales litterae"は失われている。

(93) H. Roscher, *Papst Innocenz III. und die Kreuzzüge*, 1969.

三　一二世紀末葉の政治過程①

まず、インノケンティウス三世即位以前を簡単に述べておきたい。

帝国解体への諸要因を内包しつつも、それは次の時代に持ち越して、フリードリヒ一世治下に強化されて来たシュタウフェルの皇帝権は、次のハインリヒ六世の下に更なる高揚を見ることになる。それはシチリアの併合に始まった。ハインリヒ六世は一一八六年シチリア王女コンスタンツェと結婚していたが、一一八九年一一月一六日シチリア王ギョーム二世は嗣子なくして没し、王位継承権はハインリヒに移った。シチリアでは傍系のレッツェ伯タンクレードを選出し、継承戦争が生じることになる。シチリアはその商業的重要性により、帝国に莫大な収入をもたらすことが期待され、かつ一〇五九年のノルマン＝教皇同盟以来、屢々教皇の後援者として帝国のイタリア政策の障害となって来た故に、この併合は帝国にとっては極めて重要であったし、一方、教皇にとっては大いなる脅威であった。一一九一年の第一次シチリア遠征失敗後のハインリヒ六世の危機は、翌年一二月のリチャード獅子心王の捕囚により救われ、九四年五月に開始された第二次遠征によりシチリアは占領される。同年クリスマスにハインリヒはシチリア王に戴冠され、かくてシチリア併合は完成され

た。

ハインリヒが皇后コンスタンツェを摂政としてシチリアに残し、ドイツへ帰還した一一九五年には、ヴェルフェン家の領袖ハインリヒ獅子公が没した。一方ロンバルディアは内紛によって政治的に麻痺させられており、イタリアの他の部分には皇帝の直接的官僚的支配が進行していた。皇帝は教皇領へも次々と侵入し始めていた。このような時、コンスタンツェとの間に待望の後嗣が生まれたこと（一一九四年一二月二六日）は重要である。これを機に皇帝は世襲帝国計画へと踏み出す。

周知の如く、ドイツにおいては帝位継承は諸侯の選挙に負っており、それが帝権の弱体性の一因となっていた。特にシチリアが帝国に併合された上は、それを永続的に確保することが次の課題となり、そのためにも帝位を世襲制にする必要があった。ハインリヒ六世はこの計画を実現させるため、諸侯の次いで教皇の同意を得るための様々な手段を講じた。彼の十字軍計画もこの問題に関係があったとされている。[2] 尤も、彼の努力は結局実を結ばず、諸侯制的国制の強固さを改めて印象づけつつ、世襲帝国計画は挫折したが、この計画がある程度まで実現に近付いていたことは、彼の権力の強大さを示すものと言えるであろう。一方でハインリヒ六世には更に遠大な政策があった。それは世界帝国政策である。

既に一一九三年リチャード獅子心王釈放に際し、ハインリヒ六世は彼から臣従を得ていたが、このようにレーン法的な手段を用いて帝国を拡張する政策は、主として地中海東部において推進された。即ちアルメニア公レオ二世及びキプロスの領主アモーリー・ド・リュジニャンの国王戴冠である。こうした世界帝国への志向は、特にシチリア征服の後、ノルマン人の伝統的な政策を継承してビザンツへも向けられることになり、彼の十字軍計画はビザンツを服属させる手段であったとも言われている。尤も具体的な点に関しては不明であるが、[3] ハインリヒのビザンツ併合の意図は当時から認識されていたようである。[4]

かくして、ハインリヒ六世はシチリアを帝国に併合し、イタリアの大部分を支配下に収め、教皇領を蚕食し、帝位世襲

化への道を拓き、ついにはビザンツを含む世界帝国への展望を持つに至った。しかし、彼はまさに十字軍に出発しようとする一一九七年九月二八日、メッシナに病没した。彼の夭逝はその全ての破綻であった。[5] 皇子フリードリヒは未だ二歳であり、以後、帝国は帝位闘争の内乱時代に入る。今や教皇にとってシュタウフェルの圧迫を跳ね返し、教皇権を興隆せしむる好機であった。ハインリヒ六世没後三ヶ月余りにして教皇ケレスティヌス三世も没し、一一九八年一月八日、新たに即位したのはインノケンティウス三世である。

時に、神聖ローマ帝国に併合されて以来その圧政に苦しんでいたシチリアでは、ハインリヒ六世没後、ナショナルな党派が勃興し、皇后コンスタンツェと結んでシチリアよりドイツ貴族を放逐し、教皇に対して臣従を更新した。コンスタンツェは皇子フリードリヒの名でナポリとシチリアを支配し、一一九八年一一月の死に際して、教皇をフリードリヒの後見人とするに至る。

一方、前述の如く中央イタリアの教皇領は皇帝によって蚕食されつつあり、特にシチリア併合以後は帝国との結合を強化するために両者の通路たる中央イタリアへの侵出が激化していたが、教皇権の独立性の現実的基盤が、まさに教皇領の確保であった以上、インノケンティウス三世にとって、シュタウフェルの圧迫に対して攻勢に転ずる最初の政策は、教皇領回復運動であった。彼は先ずローマ市の支配より始め、それは市周辺に拡大され、次いでスポレトが教皇の支配下に入る。一方、ロマーニャとトスカナでも反ドイツの同盟が結成された。尤も一一九八年の段階では同盟は教皇に忠誠を誓うに至っていなかったが、教皇はその努力を続行する。こうしてインノケンティウス三世の中央イタリアに領域的支配を回復する政策は成功しつつあった。確かにロマーニャとトスカナでは教皇への服属は容れられず、ロンバルディア同盟は独立性を保っていたが、帝国のイタリア支配が崩壊したことは疑いなかった。

しかし、こうした現実的な権力基盤の確保と並んで、教皇には今一つ重要な課題があった。教皇権は教皇領の領主としての領域的権力であると同時に、全キリスト教世界の長としての精神的権威をその重要な要素としていた。そして、それ

を巡って帝権との間に熾烈な闘争が行なわれて来たことも周知の所であり、後述する如く、シュタウフェルの強勢はこの側面においても教皇権を脅かしていたのである。従って、教皇はそうした精神的権威の側面においても攻勢に転ずる政策を講じねばならなかった。そして、その役目を担ったのが十字軍だったのである。

しかし、それについて論じる前に、インノケンティウスの十字軍召集を巡る政治的情況を今少し細かく見ておかねばならない。

ハインリヒ六世が没した時、皇弟フィリップ・フォン・シュヴァーベンはトスカナより急ぎ帰還し、甥のフリードリヒを帝位につけ、以ってシュタウフェルの世襲原則を擁護することを図った。しかし、前述の如くシチリアでは摂政コンスタンツェが教皇と結んでフリードリヒを確保しており、一方ドイツの諸侯はその三歳の皇子を受け入れることを拒み、かくしてシュタウフェルに帝権を確保するためには、フィリップ自身が立候補せざるを得なくなった。こうして、彼は一一九八年三月八日ミュールハウゼン国会でローマ王に選出される。しかし、ヴェルフェン派の諸侯はこの国会に欠席し、六月九日ケルンに国会を開いてハインリヒ獅子公の息子オットー・フォン・ブラウンシュヴァイクを選出した。彼はアーヘンで戴冠式を挙行した。それに対してフィリップは九月八日マインツで戴冠される。

かくして皇帝二重選挙が起こった。しかもこの紛争は膠着せざるを得ない状態にあった。即ち、フィリップは選挙に際して諸侯の多数を獲得しており、真正な帝国権標を有していたが、アーヘンで戴冠式を挙げておらず、指導的と目されていた四諸侯の票を獲得していなかった。これに対してオットーはこれらの諸侯の票を得ており、アーヘンで戴冠式を挙げていたが、真正の帝国権標を有していなかった。この故に、ゲルマン的観念では戦闘による神判以外に解決され得なかったが、軍事力、経済力共に均衡しており、外交的にもフィリップは仏王フィリップ二世と、オットーは英王リチャード一世と結んで勝敗は定め難かったのである。

インノケンティウス三世が十字軍を始めたのはこのような情況下においてであった。前述の如く、最初の十字軍召集が

発せられたのは、一一九八年六月末～七月初であったが、それはまさにオットーが選出された半月～一ヶ月後である。ケルンで行なわれた選出の報告がローマに達する時間を考慮に入れれば、オットーの選出と十字軍召集との関係は明白であろう。Roscher はこれについて否定的であるが、彼の説明は十分ではない。[6] 皇帝二重選挙によって帝国の内紛が明白となり、普遍的権威への要求という点では教皇と雌雄を争い続けて来た帝権が二人の候補者に分裂するという、そうした情況の中に、教皇は今や帝権に対する教権の優位を宣揚する好機を見たのであり、その手段として十字軍を召集したのである。インノケンティウスの十字軍召集が、登位後半年にして突然現われる理由もこれによって説明できるであろう。

しかし、最後にまだ一つ問題が残る。何故十字軍はそのようなものたり得たのか。何故十字軍を行なうことが、そうした権威を宣揚することになり得るのか。それを最後に解明しておかねばならない。その場合、前述したキリスト教世界観と十字軍の結びつきを主張する Roscher の研究が示唆的である。しかし、上に提出した問に答えるためには、「キリスト教世界」という漠然とした概念を用いるより、むしろシュタウフェルの皇帝理念に問題を限定した方がより明確に説明し得るように思われる。従って、以下では、Roscher の研究を基礎としつつ、皇帝理念と十字軍との結合の中に、上の問題への解答を求めて行きたい。

① 本章は主として G. Barraclough, *The Origins of Modern Germany*, 1946, rep. 1972; J. Haller, "Kaiser Heinrich VI.", *Historische Zeitschrift*, CXIII, 1914; K. Hampe, *Deutsche Kaisergeschichte in der Zeit der Salier und Staufer*, 1929; H. Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte, ein Studienbuch*, neubearbeitet von H. Lieberich, 11. ergänzte Auflage, 1969（"ッタイス＝リーベリッヒ、『ドイツ法制史概説』、世良晃志郎訳、創文社、一九七一年）; S. R. Packard, *Europe and the Church under Innocent III*, 1927, rep. 1968; T. F. Tout, *The Empire and the Papacy 918–1273*, 1965; 梅津造志、「教皇権・皇帝権・教皇領――インノケンティウス三世における――」、『ヨーロッパ・キリスト教史』、3、中央出版社、一九七一年; 山田欣吾、「十二・十三世紀の西ヨーロッパ諸国・三 ドイツ」、『岩波講座世界歴史』、10、岩波書店、一九七〇年、等によっている。以下、特に必要がある場合にのみ註をつける。

② Haller, Johnson, Roscher 等によれば、ハインリヒはシチリア征服以後それに脅威を受けた教皇と絶縁状態にあったため、この情況を緩和して、交渉の緒を開くために、十字軍を提案したのだという。Haller, op. cit., S. 483–484; E. N. Johnson, "The Crusades of Frederick Barbarossa and Henry VI.", Setton, ed., *H. C.*, vol. II, p. 117; Roscher, *op. cit.*, S. 48. 一方、Brand や Hampe によ

れば、十字軍は教皇が皇子フリードリヒの戴冠を承諾するための反対給付であったという。C. M. Brand, *Byzantium confronts the West 1180–1204*, 1968, p. 191; Hampe, *op. cit.*, S. 194. Johnson や Roscher はこちらの説も主張している。Johnson, op. cit.; Roscher, *op. cit.*, S. 48. 勿論、以下に述べる如く、世界帝国政策と結びつける説も有力である。

③ ハインリヒは十字軍の準備中に没するため、彼が十字軍をどのように用いるつもりであったかは明確ではない。Roscher は、ハインリヒ六世の十字軍と「世界支配」との関係は不明としており、Brand も、ハインリヒの十字軍のビザンツ攻撃の意図は確認できないとしている。Roscher, *op. cit.*, S. 48 u. Anm. 124; Brand, *op. cit.*, pp. 193–194. しかし、Runciman, *op. cit.*, vol. III, pp. 108–109; A. A. Vasiliev, *op. cit.*, pp. 448–450; 阿部謹也、『ドイツ中世後期の世界』、未来社、一九七四年、四五—四六頁は、いずれも両者の密接な関係を主張している。但し、具体的内容には異同がある。

④ 数年後の一二〇二年一一月一六日付インノケンティウス三世のビザンツ皇帝アレクシウス三世宛書簡に言う、"…sicut Henricus olim imperator…per Siciliam tuum proposuerat imperium occupare." *Inn. III Regesta*, V 122, *MPL*, vol. 214, col. 1125 A.

⑤ 尤も、彼の政策は現実性のないものであり、カタストロフに陥る前に死んだことは、ハインリヒにとって幸福であったとする説もある。Barraclough, *op. cit.*, p. 196. 確かにこの説は一定肯定すべきであるが、しかし、ここで問題なのはハインリヒの政策の可能性ではなく、少くともその死の瞬間までに帝権が非常な興隆を示していたことであり、それが突然破綻（たとえ早晩破綻するものであっても）したという政治的情況である。同時代人もこの破局を認識しており、一二年後に作製されたオットー・フォン・St・ブラジエンの年代記には、"Heinricus imperator…inmatura morte preventus est…nisi morte preventus foret,…decus imperii in 'antique dignitatis statum reforuisset." *Ottonis de sancto Blasio Chronica*, ed. A. Hofmeister, 1912, p. 71.

⑥ Roscher はオットーの選出を「決定的なファクターとしては現われない」と言う。Roscher, *op. cit.*, S. 56. しかし、その理由としては、インノケンティウスはそれを「遅くとも五月半には計算に入れていたに違いない」ということしか挙げていない。たとえそうであったとしても、実際に二重選挙が行なわれた時点を以って教皇が十字軍召集の好機と考えたという推測を否定することはできないであろう。Roscher は、オットーの選出に関しては上の一言で片付けており、この事件を何故そのように簡単に扱うのかわからない。Roscher によれば、教皇領回復運動やシチリア問題も進展せず、オットーの選出も決定的なファクターではなく、従って「西洋の政治の事情は」インノケンティウスの十字軍召集を「決して説明しない」とし、それを聖地の情勢に求めている。しかし、上に述べて来た如くイタリア事情やシチリア問題は進展しつつあったのであり、前章で検証した如く教皇は聖地に興味を持っておらず、十字軍召集を説明するものは、まさに「西洋の政治の事情」であったのである。従って、たとえ Roscher の主張する如く聖地の情勢がインノケンティウスの十字軍召集に何らかの影響を与えたとしても、それは、インノケンティウスが「十字軍」という方法を思いつくヒントになったという以上のものではないだろう。

四　皇帝理念と十字軍

周知の如く、皇帝フリードリヒ一世は帝権の興隆に努めたが、それが特に顕著であったのは皇帝の精神的権威においてであった。即ち、彼は帝権に教皇権からの独立性を主張し、古代ローマ皇帝とカール大帝との正統の後継者として、全キリスト教世界の支配者としての皇帝理念を高揚する努力を行なったのである。紙幅も残り少なくなったため簡単に述べるが、既に前任者コンラート三世は教皇による戴冠なしに皇帝の称号を用いていた。フリードリヒもそれに倣ったが、これは教皇からの帝権の独立という理念を示している。[1] こうした主張は、教皇ハドリアヌス四世との交渉においてより明確に現われた。オットー・フォン・フライジンクによれば、一一四七年のブザンソン国会にハドリアヌスは書簡を送り、その中で皇帝に教皇より“beneficia”を受け取るよう勧めていた。この“beneficia”という言葉は一般にレーエンの意味で用いられており、国会に出席していた諸侯達の激怒を招いた。[2] フリードリヒは全帝国に布告を発し、帝権を神に直結させる両剣論を展開して、帝権が教皇から独立していることを主張した。[3] これに対して、教皇は“beneficium”がレーエン feudum を意味せず、「良き行為」bonum factum の意に過ぎぬことを弁明しなければならなかった。[4]

又、フリードリヒはローマ法を導入した。[5] これが意味することは、先に成立していた教会世界法、即ちグラティアヌス教会法令集（一一四〇年）に対して、ローマ法を皇帝世界法として対置させることであり、教会と帝国との並立を示すことであった。[6] そして同時に、後述する如き古代ローマ皇帝からの連続性の主張をも示している。

同様の試みは「神聖ローマ帝国」という国号にも見られる。従来より行なわれて来た「ローマ帝国」Imperium Romanorum に「神聖」sacrum, sacratissimum という文字を付け加えたのはフリードリヒであり、それは一一五七年に初めて現われる。これも帝国に宗教的・神的性格を与えることにより、sancta ecclesia に sacrum imperium を対照させ、帝権の独立的対等性を主張する意図より発していたと考えられる。[7]

更に、カール大帝崇拝の普及と神聖ローマ皇帝をカールの正統の後継者とする理念の高揚がある。カール大帝はフリードリヒの要求により一一六五年列聖されたが、それは言わばカールに帝国の守護聖人の役割を担わせるものであった。[8] 同じ頃、アーヘンの修道士によって公式のカール伝説が形成され、この時以後、ドイツにカール崇拝が普及する。その中においてはカールはキリスト教世界と教会のために闘う戦士として登場し、全フランク人を率いてエルサレム遠征を行なう。[9] そして、フリードリヒは自分がカール大帝の正統の後継者たることを繰り返し主張した。[10]

そして、そうした主張は古代ローマ皇帝からの連続性へと拡大され、皇帝を以って諸王中の王とし、全キリスト教世界の支配者とする理念が高揚される。[11]

そして、このような皇帝理念と十字軍とが結合したのである。周知の如く、フリードリヒ一世は第三回十字軍に参加した皇帝であるが、既に、上述の「カール大帝伝説」において、カールは全フランクを率いる十字軍士として現われていた。[12] 一一八八年三月二七日、フリードリヒがマインツに十字軍準備のための国会を催した時、教皇特使ハインリヒは全ドイツの聖俗諸侯に宛てた書簡の中で、この国会を concilium Christianitatis と称した。[13] *Historia Peregrinorum* なるフリードリヒの十字軍を主題とする年代記は、その冒頭に、彼を「カールを代理する最もキリスト教的なローマ皇帝」と称しており、[14] 同じく第三回十字軍の年代記 *Itinerarium Peregrinorum* は皇帝の出陣準備の様子を報じて、「全民族、全首長が同一命令の下に認められ、古代ローマの栄光も没落していないと信ぜられた」と述べている。[15] 又、アルノルト・フォン・リューベックの年代記は、フリードリヒが十字軍を開始した目的が帝権の高揚であることを明記している。[16] Folz によれば、皇帝理念と十字軍の結合には終末論の影響もあるという。[17]

こうした皇帝理念と十字軍との結合が、次のハインリヒ六世に如何に受け継がれたかは明確ではない。前述の如く、ハインリヒの十字軍はより現実的な政治的目標達成のために計画されたものであった。しかし、彼において世界帝国（勿論、この場合の世界とはキリスト教世界である）への志向が現われたことは今一度確認しておかねばならない。キリスト教世

界の長としての皇帝理念は、その現実化への展望が与えられるに至ったのである。そしてそうした皇帝が自らの事業として十字軍を計画したこと、そのことがフリードリヒ一世によって形成されて来た「十字軍実行者＝キリスト教世界の長たる皇帝」という観念の完成に積極的な作用を及したであろうことは想像に難くない。

本稿の最初に述べた如く、一二世紀の過程においては教皇は十字軍に対して殆ど積極的に関与せず、十字軍の準備と実行は世俗君主の仕事であった。特に一二世紀の後半に至って十字軍は皇帝理念と結びつき、その体現者たる皇帝が十字軍を実行するという観念が生じたのである。Roscher は十字軍が「キリスト教世界の可視的表現」der sichtbare Ausdruck der Christenheit[18] になったと述べているが、むしろ十字軍は「皇帝理念の可視的表現」になったと言う方がより正確であろう。それは一二世紀末葉に至って完成した観念であった。そして、その時登位したのがインノケンティウス三世であった。彼が十字軍を開始した時、それはこのような意味を持っていたのである。

① ミッタイス、上掲書、一九九―二〇〇頁；R. Folz, *The Concept of Empire in Western Europe from the Fifth to the Fourteenth Century*, trans. by S. A. Ogilvie, 1953, rep. 1969, p. 105.

② *Gesta Frid.*, III 9–10, *MGH SS.*, vol. 20, pp. 420–422.

③ "Cumque per electionem principum a solo Deo regnum et imperium nostrum sit, qui in passione Christi filii sui duobus gladiis necessariis regendum orbem subiecit, cumque Petrus apostolus hac doctrina mundum informaverit: 'Deum timete, regem honorificate', quicunque nos imperialem coronam pro beneficio a domno papa suscepisse dixerit, divinae institutioni et doctrinae Petri contrarius est, et mendacii reus erit." *Gesta Frid.*, III 10, *MGH SS*, vol. 20, p. 422.

④ *Gesta Frid.*, III 22, *MGH SS*, vol. 20, p. 430.

⑤ フリードリヒのローマ法継受についての詳細は、勝田有恒、「フリードリヒ　バルバロッサといわゆる『ローマ法の理論的継受』」、『法学研究』（一橋大学）、六号、一九六六年。

⑥ ミッタイス、上掲書、二〇四頁。

⑦ Barraclough, *op. cit.*, p. 170; J. Bryce, *The Holy Roman Empire*, 1923, pp. 199–202.

⑧ Barraclough, *op. cit.*, p. 170.

⑨ Roscher, *op. cit.*, S. 38–40.

⑩ Bryce, *op. cit.*, pp. 177–178; Roscher, *op. cit.*, S. 38.

⑪ これについての Otto v. Freising, Otto Morena, Archipoeta 及び法令等の叙述については、Folz, *op. cit.*, pp. 98–110; 勝田有恒、上掲書、二三五―二三六、二九五、三二五頁、参照。ここでは、あまり引用されない例を一つ挙げておく。フリードリヒが十字軍に際してビザンツ領を通過する際、ビザンツ皇帝イサキウス二世の使節がもたらした書簡の中で、フリードリヒのことを "rex Alamannie" と呼

んだ。これに対してフリードリとは怒り、自分は“et nomine et re Romanorum imperator semper augustus”であると答えた。そこで次の書簡では、イサキウスはフリードリとを“generosissimus imperator Alamannie”と呼び、最後には“nobilissimus imperator antique Rome”と呼ぶに至った。*Historia de expeditione Friderici imperatoris, MGH SS nova ser.*, vol. 5, pp. 49-51.

⑫ 「カール伝説」の第二巻はエルサレム遠征を扱っている。叙述はエルサレム総大司教の書簡から始まり、次いで、ビザンツ皇帝コンスタンティヌス五世が夢の告げに従ってカールに援軍を求める。これに答えて、カールは全フランクの老若の戦士を召集して異教徒討伐の旅に出発する。彼のエルサレム遠征は勝利し、“verus Christi miles”と称された。miles Christi とは十字軍士を指す用語である。Roscher, *op. cit.*, S. 39-40.

⑬ “Quoniam igitur eadem curia singulariter est Salvatori Domino deputata,…legationis auctoritate universitatem vestram ad eamdem curiam convocamus. Et ne quis vestrum legitima et certa necessitate praesentiam suam praedicto concilio Christianitatis exhibere dissimulet, injungimus firmiter et mandamus.” *Henrici S. R. E. Cardinalis Epistolae*, 32, *MPL*, vol. 204, col. 250 D. その少し下には、curia Jesu Christi という表現が見られる。

⑭ “…christianissimus et invictissimus Romanorum imperator Fridericus, vir utique magne experiencie, strennuitate Karolum representans…”, *Historia Peregrinorum, MGH SS nova ser.*, vol. 5, p. 116.

⑮ *Itinerarium Peregrinorum*, 19, 竹内正三訳、「無名第3十字軍記」『広島大学文学部紀要』二七―二、一九六七年、一〇六頁。

⑯ “Fritheric us…qui honorem imperii exaltare cupiens, ad expugnandos inimicos crucis christi robur militie sue convertit”, *Arnoldi abbatis Lubecensis chronica a. 1172-1209, MGH SS.*, vol. 21, p. 170.

⑰ Folz, *op. cit.*, pp. 115-116.

⑱ Roscher, *op. cit.*, S. 50.

結　語

以上述べて来たことを、最後にもう一度まとめておきたい。

インノケンティウス三世の十字軍召集は、聖地救援にでも教会統一にでもなく、西欧内部の政治的情況によってのみ最もよく説明され得る。即ち、一二世紀後半におけるシュタウフェル朝の帝権の強大化と教皇権の圧迫という情勢が、ハインリヒ六世の突然の死により転換して、今まで守勢であった教皇権が攻勢に転ずる好機が現出していたのであり、その政策の一環として十字軍が召集されたのである。即ち、教皇領回復という領域的支配者としての現実的な権力の進展を背景に、精神的権威の側面においても、帝権に対する教権の優位を宣揚する手段として十字軍が利用されたのである。そして、

そのようなものとして十字軍が機能し得たのは、十字軍がシュタウフェル二代に亘って形成されて来た皇帝理念と結合していたからであった。①

従ってインノケンティウス三世にとって必要なことは、教皇自身が十字軍を行なうということを顕示することである。そこから、彼が十字軍の召集、宣伝、準備に積極的であった理由も説明できるであろう。しかし、教皇にとって問題であったのは、教皇が十字軍を行なうことを西欧内部に喧伝することであって、一旦出発してしまった十字軍が実際に聖地へ行く必要はなかったし、コンスタンティノープルへの「転向」についても、教皇はそれを積極的に阻止する必要はなかった。勿論、十字軍である以上、聖地救援が達成されて初めてそれが完成されるのであり、その意味で聖地を前面に出さざるを得ず、「転向」を支持することはできなかったのであり、あくまで原則論に固執せざるを得なかったが、しかし、その「転向」によって教会統一という積年の課題が実現されることが期待された時、教皇は「転向」を黙認して、そこから利益を確保しようとすることができたのである。

今後の検討に俟ちたいと思う。

（京都大学大学院生・　　）

① こうしたインノケンティウス三世の姿勢が、所謂「二元論」と「神裁政治」とのどちらに入るかについては新たなる問題を提出するが、本稿はこの論争に解答を与えることを課題としているのではないので、

by the comparative approach, have scarcely been made. This article suggests that both attempted to modernize their countries by introducing the capitalist economy. And its main objective is to trace their realism and idealism found in the process of modernization which was based upon their economic innovation thoughts.

Innocent III and the Fourth Crusade

by

Syunji Yatsuzuka

Innocent III summoned troops of recovering the Holy Land in the summer of 1198. He was active in the preparation. But the Crusaders deviated to Constantinople and conquered it. Innocent III didn't try to check positively but tolerated the deviation, of which he took advantage in order to achieve the union of the Churches.

This essay illustrates these attitudes of the Pope, and then attempts to elucidate them by placing them in the political situation, particularly in the relation to the Holy Roman Empire; that is, as the result of the confusion in the Empire following the death of Henry VI, there was the chance of the rising of the papal authority. And in this elucidation I give attention to the connection of the Crusades with the idea of the Emperor under the Hohenstaufens.

The Peasant Movement in *Kwangtung* 広東 during the First Nationalist-Communist Cooperation

by

Minoru Kitamura

After the first Nationalist-Communist Cooperation, the initial systematic peasant movement in China was started in *Kwangtung* Province. In these days, there were various military factions in the Province and the Nationalist Party's strength was extremely weak. There was an absolute necessity for the Nationalist Party to organize peasants.